

令和3年第2回
城里町議会定例会会議録 第2号

令和3年6月9日 午前10時05分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉渕秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小塚孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修	
副町	長	仲田	不二雄	
教	育	長	高岡	秀夫
まちづくり	戦略課	長	小林	克成
総務	課	長	山口	成治
町民	課	長	雨宮	忠芳
財務	課	長	船橋	行子
税務	課	長	佐藤	宰
健康	保険課	長	飯村	正則
長寿	応援課	長	稲川	弘美
福祉	こども課	長	山崎	栄一
農業	政策課	長	増井	栄一
都市	建設課	長	大津	好男
下水道	課	長	所	克実
会計課	長（会計管理者）		久保田	和美
水道	課	長	阿久津	恵三
農業	委員会事務局	長	高瀬	浩文

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和3年6月9日（水曜日）

午前10時05分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時05分開議

議員の出欠

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は14名です。

開議の宣告

○議長（関 誠一郎君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をお願いいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分補給を許可しております。

議事日程の報告

○議長（関 誠一郎君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

一般質問

○議長（関 誠一郎君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問、答弁時間合わせて90分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は、重複質問はしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、7番三村孝信君の発言を一問一答方式により許可いたします。

7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） それでは、通告による一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、コロナのワクチン接種に当たり、土日にもかかわらず、町民の接種に取り組んでいる担当課、また医療従事者に心より感謝を申し上げます。

それでは、新型コロナワクチン接種についての通告による質問を開始いたします。

今回、このコロナウイルスワクチン接種の質問は、ほか3名の議員さんも質問に入っておりますので、私はこれまでの事実関係について、再度執行部から確認をしたいというふうに思っております。

まず、5月13日に町長、それからまち戦課長、健康保険課長、3名が記者会見をしております。この記者会見が発端となり、新聞各社またテレビ局等で当町のワクチン接種の町長の対応等について、非常に多くの報道がなされました。

そこで、最初にお聞きします。

健康保険課長、この5月13日には9時と11時に2度記者会見がされていますが、その1回目の記者会見の原稿というのは健康保険課で用意されたものですか。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） それでは、7番三村孝信議員のご質問にお答えいたします。

私のほうで用意した原稿ではございません。

○議長（関 誠一郎君） 三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） はい、分かりました。

そうすると、まちづくり戦略課長、そちらで用意した原稿でしょうか。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 7番三村議員さんのご質問にお答えします。

まちづくり戦略課のほうで用意した資料ではございません。

○議長（関 誠一郎君） 三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） そうすると、この第1回目の原稿が全ての不始末の始まりになっているんですよ。

再度になりますが、ちょっと内容に触れますね。

町長の話、これは町長が実際にしゃべったのをそのまま書き写していますので、それをよくお含みおきください。

町長、「キャンセルが生じたときに対して、10名程度の要員を用意しておりました。ところが実際には12名キャンセルが出たということで、急遽2人追加しなければいけないということで、教育長、副町長についてはすぐに打てるということで打っていただきました」、いいですか、「医療従事者162名を予定していたが、当日12人が体調不良などを理由にキャンセル、廃棄を避けるため、集団接種会場で対応に当たる事務職員が接種をした」と。これ、誰が書いたんですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 記者会見での答弁資料については、記者会見での私のコメントについては私書きまして、保険課長と一緒に記者会見の前に一読して、その後、記者会見に臨んでおります。

ただ、今三村議員がおっしゃったのは、私が記者会見で読んだ原稿はホームページに載っていますが、そのときにはこういうふうに行っていると思います。「医療関係者の中でキャンセルが12名分発生し、このキャンセル分について廃棄するか返却するかの判断が求められたため、廃棄を避けるため、私も含めて職員が接種しました」と、これはホームページにも載っている原稿ですし、記者会見でも読み上げた原稿ですが、大体同じ内容を言っていますが、少しニュアンスが変わっております。これは、当日読んだ原稿の写しですので、そのニュアンスの違いはちょっとご指摘しておきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 原稿を書いたのは町長だということですよ。

さて、そこで健康保険課長、あなたとまち戦課長は、この会見に同席していましたよね。この町長の記者会見を聞いておかしいと思わなかったのですか、保険課長。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き、7番三村議員のご質問にお答えします。

正直な話、当日の朝、無理くりつくったような原稿ですので、私も十分読み込んではいませんでしたので、若干おかしいなと思うところがありました。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 読み込んだ読み込まないではなくて、これは事実と違うことを町長が言っているということには気づいたでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続きお答えさせていただきます。

現実的には、若干ニュアンスが違うなというのは感じておりました。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ニュアンスじゃないんだよ。事実と違うでしょうと。

はい、再度。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） はい、事実と違います。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） まち戦課長、あなたはどう思ったか。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 7番三村議員さんの質問にお答えさせていただきます。

私がどう思ったかというご質問でございますが、私はその経過については一切存じておりませんので、どう思ったかと言われても、お答えの仕様がございません。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 知らなかったということね、はい、分かりました。

そうすると、知っていたのは健康保険課長と、それから町長は内容について知っていたということだね。

次、行きます。

そこで次は副町長、いいですか、副町長は、これ副町長の言葉そのままですからね、「接種日の前日かと思うんですけれども、接種を受けてくださいと言われた」と、「医療従事者が最初じゃないのと話したら、それは26日から接種していて、28日は大体進んでいますからという話で、を受けてくださいという指示があった」と言うんです。あなた、誰から指示があったのか。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） 指示があったのは、まち戦課の秘書グループのほうから指示といたしますか、お話がありました。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） まち戦課が出てきたよ、まち戦課長、全然知らないということがあるのか。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 7番三村議員さんのご質問にお答えします。

監督不行き届きの面もございませうけれども、私はその件については一切存じ上げてはございません。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 課長が知らないで、誰が言ってるんだよ。そんな無責任な課長でどうする。調べなさいよ。

副町長、誰から聞いたか分かるか。係長とか、分かったら教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） 7番三村議員さんの質問にお答えします。

秘書グループの職員ということであります。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 秘書グループから連絡があったということだよ。分かりました。

そこで、いいですか、接種事業を進めていくためにと受けてしまったと言うんですよ。ただ、副町長、前日じゃないよね。あなたが知っていたのは前日じゃないんですよ、実

際にはキャンセルリストに入っていたのは、23日にはもう分かっていたわけでしょう。そうじゃないんですか。

これは、私が出した質問書に、町長自ら、町長印を押して答えているんですよ。23日に1回取りまとめをしていると、間違いはないよね。

あなた知っていたんじゃないのか。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） 再度、7番三村議員さんにお答えします。

その会見といいますか、質問されたときにも答弁しましたけれども、前日か前々日か、その言われた日には覚えてないですけれどもという前置きしての答弁ということであります。

確実な日程は、そのときは覚えていませんでした。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ただ、週刊誌等でも報道されていたかもしれないですけれども、副町長のパソコンらしきものに、副町長の予定の中で、町長と交代して打ちますよというのが4月23日ぐらいの日付で出ているんだよね。ということは、事前に接種は予定していたというふうに理解しますよ。

そこで次です。

教育長は、担当部署からキャンセルのことで、そういうことがあった場合に打つ三役ということで連絡をいただいたというんですが、これ教育長、誰から連絡もらっていますか。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 三村議員のご質問にお答えします。

正直申し上げまして、担当部署で飯村課長であったか、それ以外の方だったか、正直分かりません。

なぜかという、今の中で私は問診票をもらう二、三日前だったかと思います。ちょうど夜、アエラドットコムの記事の質問にもお答えしましたけれども、その頃、そういう重大なことだとは認識しておりませんでしたので、前の全員協議会でも、「受けるようにと言われましたか」というご質問があったと思います。私は、強制はされていないと。ただ、キャンセルという言葉が出たという記憶があるような気がしております。キャンセルが出た場合、大丈夫ですかと、何がと私は聞き返したんです。既往症ですとか、持病とか、そういう場合もあるし、アナフィラキシーショックとか、そういう部分のことでなんですけどというのが、私は持病は持っているけれども、アナフィラキシーとかはないので大丈夫ですと、そういう意味で答えました。

それと、私なんか打ってしまっていいの、確かに65歳と5か月だけれども、俺なんか打ってしまっていいのかなという話はした記憶は確かにございます。

一応、高齢者だしなど、私の無知のもたらした結果かとは思いますが、その時点ではそこまで重大なこととっていなかったせいもあって、どなたかかというのは正直申し上げて、健康保険課というか、担当部署のどなたかというのはちょっと覚えておりません。うそ偽りなく覚えておりません。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ありがとうございます。

ここで、これは13日の各三役のコメント、テレビ等でも放映されているコメントについて確認を取りました。

そこで次は、5月21日、全員協議会を開いています。そこで、各議員から町長の答弁に対して質問が出ました。それについて、町長は茨城新聞の記事においては、まず接種のよりどころとしていた一つである医療従事者というのを、それは間違っていたと、私は医療従事者ではないということ、これは認めたわけですよ。

それからもう一つ、全国の多くの視聴者、それからテレビのコメンテーターも、町長が当日、急遽余ったワクチンを無駄にならないようにして打ちましたと、その町長のコメントを前提に、番組とかそういったのはつくられていたわけですよ。

ところが、その大前提が崩れたわけでしょう。それは、朝日新聞に町長は5日前から接種を計画していたと出ているじゃないですか。

あなたは謝罪をすると、誰に謝罪をするんだと言われたらば、たくさん電話がかかってくる職員が大変だから職員に対して謝罪をすると、それはちょっと違うんじゃないですか。

これ、謝罪するのは、いいですか、あなたを信じて、あなたを支持して、ここまで応援してきた町民であり、職員も含め、我々議会であり、それがあなたが謝罪する対象ではないですかと。

今までは全員協議会、それから傍聴も入ってない、ある面でいうと非公式というか、そういう形のだったでしょうけれども、ここで改めて定例会において、この2件においてあなたの間違いを正して謝罪をしてください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） まず、誤解を解かなければならないのは、ホームページにも載っていますが、私は記者会見で述べた記者会見のペーパーにおいて、当日キャンセルが出たとは書いてないということです。これは重要な点ですので指摘をしておきます。

ですので、翌日の新聞等、テレビ等ありますが、ペンメディアのほうを見ますと、当日

キャンセルがしたと書いているペンメディアは一社もないと思います。それはちゃんと説明して、記者会見のやり取りをよく聞けば、当日までにキャンセルが出たというのと、当日キャンセルが出たというのは大きな違いですけれども、当日キャンセルが出たというふうにははっきりと言ってないので、ワイドショーなどで1回目の記者会見からそういうふうに解釈してそういうふうに報道したところもありますが、1回目の記者会見については、自宅前にもカメラが押しかけてまして十分に質疑応答のQ&Aをつくる時間がない中、急遽開いたのでニュアンスを正確に伝えられなかったところもありますが、よく取材していただいたメディアのところは、当日12名分のキャンセルがしたというような書き方はしてないんじゃないかと思います。

ちゃんとその後、取材でいつキャンセルが出たんですかというやり取りのときには、それは当日出たというふうには言わないで、きちっと説明していますので、そういう報道の仕方にはなっていないはずです。

ということが1点、ですから当日12名キャンセルが出たとすれば、それは事実と異なるという印象になりますが、そこはよく取材してもらえればそういうふうな報道にはなっていないというふうに思います。

それから、ワクチンの接種ですが、ここも医療従事者だから接種したというようなことなんです。ということで報道が大きく報じられてしまったんですが、これも私が当日出したペーパーをよく読んでいただければ、こういうふうに述べているんですね。これは記者会見でも述べていますし、ホームページにも載せている原稿です。

誤解してならないのは、高齢者接種枠で優先に受けたのではなく、医療従事者向けワクチンについて、キャンセルが発生した分について廃棄を避けるため、そして行政活動の停滞、ひいてはワクチン接種事業を停滞させぬため接種したということなんですということなんです、こういうふうに結論を述べているわけですし、医療従事者だから接種できるということもありますが、医療従事者じゃなくてもキャンセル分については接種することができるということですから、誤解を招いたということで前回謝罪をさせていただきましたが、今般茨城県内でもほかの市町村長がコロナに感染が発表されまして、恐らく6月議会に出席できなくなっているんだと思います、こうした危機管理上も市町村長自身が感染するリスクを避けるため、接種したこと自体は決して間違ったことではなかったと思います。

ただ、報道等によって、誤解が生じまして不快な思いをさせたことについては申し訳ないということで謝罪したということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） あなた、謝らないということだね、それは。分かりました。

これは、町長、ホームページに書きましたとかというけれども、あなたの今の答弁を含めて、この記者対応、マスコミ対応が批判にさらされているんじゃないですか。

あなたと一緒に問題になった町長は謝罪しましたよ。あの後、何にもないじゃないですか、後追いの記事なんか。あなたのそういう詭弁のような言い逃れ、そういったのがマスコミの格好の餌になったんじゃないですか。

あなた、命がけで一生懸命働いている職員、感染を恐れながら家庭に持ち込んでは大変だと、自分はまだワクチンを打ってなくてもやっている職員がいるわけですよ。それ考えたら今みたいなことが言えますか。私、あなたのような下では働きたくないなど今思います。

謝罪を求めてもしないというのであれば、この後、こういったこの問題についてはほかの議員さんも質問するでしょうから私はこれぐらいしますけれども、ちょっと残念だなという感じがしますよね。

それでは、こればかりもやっけていられないので、次に行きますが、課長に聞きます。高齢者接種の日程なんですが、これはいつ頃終わりそうですか。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 7番三村議員さんのご質問にお答えいたします。

高齢者接種ということでは、65歳以上の高齢者というようなニュアンスの質問だと思います。

正確に言いますと、7月末めどを目標にしております。これにつきましては、7月末までに接種を希望する65歳以上の高齢者というような意味合いでご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 順調に接種が進んでいるということで大変心強く思っております。

続いて、ちょっと順番変えてしますけれども、4番に入れておきました重症化するリスクの高い者への接種ということで、けさ、広報のほうでお声がけがありましたが、これについて、リスクある者はどのようにしたらいいのか、またどういった症状がそのリスクに入るのかを、課長のほうにお尋ねします。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き、三村議員のご質問にお答えいたします。

まず、ここでいうところの重症化するリスクの高い持病のある方への接種ということで、高齢化するリスク、国のほうの指標では、厚生労働省のほうで14項目ほど示されております。

けさの防災無線でお話ししたかと思えますけれども、簡単に言えば、取りあえず高血圧の方であったり、心臓病をお持ちであったり、普通に定期的に通院されている方は大体該

当するものということで理解をしております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 引き続き、課長に尋ねますが、それは電話で予約を取るんだらうけれども、その診断書とか、そういったのは要らない、自己申告でいいんですか。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） こちらについては、自己申告ということで今のところ通達をしているところでございます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ありがとうございます。よく分かりました。

続いて、3番に入れておいたんですが、64歳以下の一般接種はいつ頃から予定に入れているのか、課長のほうにお尋ねします。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 64歳以下の接種ということでございますので、まずはリスクのある方、重症化するリスクのある方、この方を取りあえず1週間程度、まずは受付を案内した後に、64歳以下の一般接種をしようと思っております。具体的には7月の下旬頃から一般接種に入れるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） はい、分かりました。

続いて、新聞報道、テレビ報道だと、ワクチンはかなり茨城県も全量が確保されるというような状況になってきたけれども、市町村によっては、医療従事者、打ち手が不足するというので、スピードに差が出るんじゃないかと言われていますが、当町においては、その打ち手の確保というのは大丈夫なんでしょうか、課長にお尋ねします。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き、7番三村議員のご質問にお答えいたします。

全国的に集団接種及び個人接種に係る医師、看護師が不足している状況にあるところでございます。

当町といたしましても、3月議会でご報告いたしました医療機関への集団接種協力金等

を活用するなどして、町内の医療機関からの協力を得ることができております。また、町外の医療機関に勤務する医師からも協力をいただくことができましたので、ぎりぎりですが接種日程の確保ができております。

今、申しあげました打ち手、いわゆる看護師、保健師についてでございますが、なかなか全ての接種枠を埋めるだけの人材が見つからず、現在も継続して募集を行っているところでございます。

安定した接種事業継続のため、七会診療所の常勤看護師を毎日接種会場に派遣するなどして対応しているところでございます。また、各種保健事業で面識のある保健師等にもお声がけし、協力を取り付けております。

なお、現在までに町の会計年度職員の看護師で新たに3人を雇用して、集団接種に当たっております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 丁寧な説明ありがとうございます。何より、その確保が大事でしょうから、ぜひこれからも滞らないように努めてください。

続いて、通告ではないんですが、課長にお聞きしたいんですが、県の大型施設での接種が行われていますよね。当町ではバスによる送り迎えをしているということなんですが、その参加人数というのはどのようになっていますか。ちょっと把握していれば教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き、7番三村議員のご質問にお答えいたします。

既に、ほとんどの65歳以上の方に接種券の送付は終わっている状況での募集でございましたので、その後、防災無線等で6月中の接種を希望する方ということでご案内をいたしました。そのところ、今現在、正確な枚数ではございませんけれども100名程度の前倒し希望があります。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） そうすると、100名ということは延べでしょう。あまりいないということだね。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 7番三村議員さんの質問に続けて答弁させていただきます。

す。

けさほど、いわゆる基礎疾患をお持ちの方のアナウンスをしております。基礎疾患をお持ちですので、健康のためにもなるべく早く打たせてあげたいなというところもございまして、けさからなるべく県の大規模接種会場へのアナウンスをしているところでございます。

けさ現在、ずっと電話が鳴りっぱなしでございますので、今日のお昼ぐらいまでちょっと見てみないと分からないんですけれども、かなりの数が埋まるのではないかなというふうに感じておるところでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） どうもありがとうございました。

課長、ずっと休みなしでこのところ頑張っているでしょうから、健康保険課の皆さんにも、くれぐれも体を注意して、頑張るように伝えてください。

以上で、コロナについての質問は閉じます。

続いて、2番目になりますが、石塚小学校開放学級と学童保育についてですが、これは福祉こども課長に尋ねたいと思うんです。

まず1点目、開放学級と学童保育と石塚小には2つあるんですが、これは使い分けているのは何か内容が違うのかどうか、そこをちょっと確認したいので答弁をお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長山崎栄一君。

〔福祉こども課長山崎栄一君登壇〕

○福祉こども課長（山崎栄一君） 7番三村議員さんのご質問にお答えします。

ただいまの開放学級と学童保育の違いについてですけれども、まずこれは名称は多分石塚開放学級とおひさま学童クラブのことかなと思いますが、どちらの施設も就労等により保護者が昼間家庭にいない各小学生の児童を対象に、学校の余裕教室、プレハブなどの専用教室を利用した同じ放課後児童クラブで、放課後や長期休暇中に適切な生活や遊びの場を提供する児童の健全育成を図る事業でございます。

一応町内には、民設民営に3か所、あと公設民営5か所、合わせて8か所の放課後児童クラブがあります。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） そうすると、名称は違うけれども、内容は同じだということですよ。はい、分かりました。

続いて、次ですが、そうすると石塚小には開放学級が前からあったんですが、そこへ学

童保育をまたプラスして開設したその経緯というのは何なのかなど、それを福祉こども課長、答弁をお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長山崎栄一君。

〔福祉こども課長山崎栄一君登壇〕

○福祉こども課長（山崎栄一君） 引き続き、7番三村議員さんのご質問にお答えいたします。

学童保育所、おひさま学童クラブを開設した経緯につきましては、当時靖光保育園が令和2年3月11日の保護者会におきまして、当時園長より、令和2年3月31日をもって閉園するという突然の申出があったことから、その当時入園しておりました入園児童14名の転園等について、町内の各認定こども園にご協力いただきまして、保育のほうの14名の方につきましては無事に就園を決定したところでございます。

ただし、当該保育園のなかよし学童クラブを利用されておりました当時、児童17名おったんですけれども、この方につきましては、そのうち15名の方が4月以降も学童クラブの利用を希望しておきまして、周辺の児童クラブでの受入れを依頼したんですけれども、既にその当時利用者が多く、また支援員も限られていることから、いずれの児童クラブにおきましても、新規受入れは困難との回答がありました。

このことから、町では就労している保護者の子育て支援、それと児童の居場所確保のために、平成31年度末に閉園しておりました旧常北幼稚園舎の図書室が耐震基準を満たしているということで、教育委員会事務局と協議をいたしまして、旧常北幼稚園舎を解体するまでの間の運営として、令和2年4月1日から公設民営の児童クラブおひさま学童クラブを開設したところでございます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） そこで、資料として写真をお願いしたいんですが、よろしいですか。議長、よろしいですか。

○議長（関 誠一郎君） よろしいです。

○7番（三村孝信君） これが石塚小学校にできた新しい開放学級です。値段等は、あとでまた資料を出しますので、議場の議員の皆さんもこの写真をよく見ておいてください。

続いて、次の写真をお願いします。

次、2枚目の写真が、これは旧常北の幼稚園の写真です。写真に向かって一番右側に、ちょっと背の高い屋根が高くなっている建物がありますが、それが学童で使っている建物です。それを大きくしたのが次の写真になります。

写真をよく見ておいてくださいね。

その後、整備関係予算の資料を出してください。大きくして見てください。

①という資料です。石塚開放学級及びおひさま学童クラブ整備関係予算というのです。

先ほど1枚目にお見せした写真についての予算です。ちょっと読み上げますね。石塚開放学級新築工事、建設概要、鉄骨造りで平家、床面積243.71平米です。予算として8,094万2,000円ということですよ。これには、建築確認、地質調査、実施設計、工事管理等も含まれるということです。その下に米印がありますが、これには備品購入及び旧石塚開放学級解体工事については現在積算中だということなんですよ。プレハブがあるので、それを解体しなければならないということなんです。

②石塚開放学級外構工事というのがあります。令和3年度当初予算として2,299万円を計上しております。これは外構設計で工事管理等も含まれた値段です。

そうすると、あの建物を外構工事までやって使えるようにすると、ここで1億を超すお金が、予算が使われるということです。これ、よく理解しておいてください。

次に、③おひさま学童クラブ新築工事があります。令和3年度当初予算設計は設計のみで385万円を計上しています。

さて、ここで福祉こども課長に質問します。

この385万円という設計というのは、これは何を造るんですか。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長山崎栄一君。

〔福祉こども課長山崎栄一君登壇〕

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、7番三村議員の質問に引き続きお答えしたいと思います。

おひさま学童クラブ新築工事の設計ということで、令和3年度当初予算385万円予算の計上をしました。こちらの予算につきましては、何を設計するのかというご質問だと思いますが、予算の予定としましては、おひさま学童クラブの新しい園舎、これ一応先ほども旧常北幼稚園の園舎の解体までの仮として今、図書室を借りておひさま学童クラブのほうを運営しておりますので、その後のおひさま学童クラブの新築工事のための設計費用でございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） そうすると、課長、1億円かけて、開放学級をつくって、学童クラブと開放学級はやっていることは同じだと。

それで、また新たに学童クラブをつくと本気で考えているんですか、これ、課長。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長山崎栄一君。

〔福祉こども課長山崎栄一君登壇〕

○福祉こども課長（山崎栄一君） 先ほどもおひさま学童クラブの開設に当たっての経緯のほうをご説明しておりますが、一応あくまでも靖光保育園が令和2年3月末をもって閉

園したということで、そこで運営していたなかよし学童クラブも併せて閉めてしまいましたので、その代わりとして、規模は石塚開放学級よりも小さくなるんですけども、規模を小さくして、あくまでも靖光保育園のほうで運営していた学童クラブの代替えとして公設民営の学童クラブを整備するという予定でございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） いいですか、これ令和2年からやっているわけでしょう。それで、石塚開放学級、1億円の建物、これを造っているときに、いいですか、一緒にするなんていう、そういう話は出なかったんですか。

だって、同じことをやっていて、片方は1億円もかけてあんな立派なのを造っておいて、片方は小さいところで耐震も何か危なっかしいというようなところが脇にあるんでしょう。そういうときに、じゃ新しいほうで一緒にやりましょうなんて意見は、福祉こども課の中で出なかったんですか、課長。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長山崎栄一君。

〔福祉こども課長山崎栄一君登壇〕

○福祉こども課長（山崎栄一君） 引き続き、7番三村議員のご質問にお答えします。

当時の内容を、ちょっと私に聞かれましても、ちょっとあの。いいですか。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 課長、当時のことを聞かれましても私は答えられませんと、それは課長の答弁じゃないよ。

ちょっと今のは取り消しておいてやってよ。改めて、ちょっと後から聞くから、そんな答弁していたら、これは議事が進まないですよ。だって、そういったことは、きちっと申し送りされていないとおかしいじゃないか。

さて、いいですか、また後で聞きたいと思うけれども、そこで、子供たちの。ちょっと待ってね。

その前に、④、資料出ていますのでそこまで説明します。読んでしまいますね。

旧常北幼稚園を解体すると、これで4,100万ぐらいかかるというんでしょう。4,100万、解体で。それはおひさま学童クラブを建設した後に、あそこを解体するというわけだよ。

ちょっと質問するんだけど、これ耐震を、あそこの旧常北幼稚園の耐震をやったのは、当時は教育委員会が所管だと思うので、事務局長、あれは平成何年でしたか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

〔教育委員会事務局長園部 繁君登壇〕

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 7番三村議員のご質問にお答えいたします。

旧常北幼稚園の園舎部分につきまして、耐震診断はいつかということでございますが、園舎部分につきまして、平成22年度に耐震診断を実施しております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 事務局長、その耐震診断の結果はどうだったんですか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

〔教育委員会事務局長園部 繁君登壇〕

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 引き続き、7番三村議員のご質問にお答えいたします。

耐震診断の結果につきましては、耐震性能が確保されていない建物というような判定を受けております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 耐震が確保されていない、でいいんだね。

さて、その診断が平成22年、今から10年も前でしょう。

そこで、福祉こども課長、さっきの幼稚園と図書室がある写真を出したけれども、おひさま学童はあの図書室だけ使っているのかな。答弁。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長山崎栄一君。

〔福祉こども課長山崎栄一君登壇〕

○福祉こども課長（山崎栄一君） 引き続き、7番三村議員のご質問にお答えします。

おひさま学童クラブは、耐震基準が認められている図書室と、そのほかに渡り廊下を渡りまして、あとトイレのほうを使用しております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 自分でもっと見てきなさい。私ら、あそこを散歩して、いつも見ているけれども、図書室の隣のプレールームも使っているでしょう。カーテンを開けて使っているんだ。あなた見てきなさい。

そうすると、いいですか、議会に対しては、耐震が済んでいる図書室を使わせてくださいと、私らも靖光保育園が倒産して子供たちかわいそうだから、それはその年だけでもやるのかと思ったら、委託して、いつの間にか靖光保育園の保母さんたちを雇用というか、委託して、しかも10年前に耐震をやった駄目だと言われているところを使わせているこの感覚というのはどういうことだ。あまりにもずさんで開いた口が塞がらない。

課長、あなたどう思うか。これが今の現実なんだよ。あなた、今課長になったばかりで、分からないと言ったけれども、それはすぐにも見て、現状を調べなければ駄目ですよ。ち

よつと答弁。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長山崎栄一君。

〔福祉こども課長山崎栄一君登壇〕

○福祉こども課長（山崎栄一君） 引き続き、7番三村議員のご質問にお答えします。

確かに私がちょっと現地の確認不足で、ふだんプレールームを使用してということを失念していたことは、本当に誠に申し訳なかったと思います。

すぐにでも、その辺の状況を確認しまして、今後の検討材料にさせていただきたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ぜひ見に行ってください。

続いて、次の資料を出してください。次は、児童・生徒数というやつですね。

お手元にあると思うんですが、各小学校の現在の令和3年度の児童数が出ていますので、ご覧になってください。そこで、一番上の石塚小学校のところをご覧になってください。

そうすると、今362名ということになっているんですよ。これが令和4年度から9年度の入学者数見込みということになると、今から6年後ということですね。すっかり入れ替わる。6年後になると、何と石塚小の児童数は232人になるんですよ。令和9年度の入学予定者はこのままいくと38人しかいないということですよ、石塚小ですよ。

こういう児童数の減少を確認した上で、いいですか、さらに学童保育をつくろうなんていう無謀なことを考えるものですか、課長、答弁。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長山崎栄一君。

〔福祉こども課長山崎栄一君登壇〕

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、引き続き7番三村議員のご質問にお答えしたいと思います。

確かに資料等を見ますと、年々少子高齢化ということで、人口のほうは減っているのはこれは事実でございます。そういったものを含めて、今後の検討とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 言うておくけれども、いいですか、あなた行政マンは、町民のほうを向いて仕事をしてくださいよ。町長のほうを向いて仕事をしているんじゃないんだよ。いい。誰のためかと言ったら町民のためですから、こんなでたらめな予算の使い方をされたら町民は怒りますよ。

これは、課長だけに聞いたのは、町長に聞いても、あの人はどうせまともに答えないか

らあなたに聞いただけであって悪く思わないでくださいよ。

以上で私の質問を閉じますが、非常に、この後、3名の議員さんがまたいろんな追及をするでしょうが、真摯に執行部は答えてほしい。課長さんたちは一生懸命答えてくれたけれども、三役含め真摯な答弁を望みますよ。

以上で、一般質問を終わりにします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 7番三村議員さんには大変申し訳ございません。終わり時に手を挙げてしまいまして大変申し訳ございません。

ワクチン接種の中で、まちづくり戦略課長のほうに答弁を求められました。23日の件は承知してなかったかというご質問でございます。

秘書を担当します私の部下のためにも一言申し上げさせていただきます。

このような調整があったことは、23日の時点では私は存じ上げてございませんでした。ですが、この問題が発生した後に秘書のほうに確認をしましたところ、担当課のほうから日程の確認と調整をしてくださいというお話があったということは私のほうも確認をしております。秘書業務としましては、日々、町長、副町長をはじめ、日程調整がございますので、そのような中で行っている日程調整の一部だと私も認識をしておりました。

最後になってしまいまして、このようなことでお話をさせていただきました。ご理解をいただきたいと存じます。大変失礼いたしました。

○7番（三村孝信君） 以上、終わりにします。

○議長（関 誠一郎君） 以上で7番三村孝信君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、14番小坪 孝君の発言を一問一答方式により許可いたします。

14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

一問一答方式でしたいと思っておりますので、明快なお答えを、言い訳はいいですから、明確な答えを聞かせていただきたいと思っております。

まず、町長におかれましては、本当に新築工事がなされて、マイホームを持たれて、家族円満で、4年前から家族が離散していて、保育費が本当に正しく使われているのかなど、そういう疑念もありましたけれども、この際、そういう払拭が取られまして、本当にご家庭が円満にいくということは、本当に町民の皆さんも喜んでいることと思っております。

でも、町長、私が議長になったときに、本当に忠告いただきました、懇親会で。そこでは、小坪議長、絶対にお金なんかもらわないでくださいと、そういう忠告を受けまして、本当にその肝に銘じて、私も2年間議長職を務めさせていただきました。

でもね、町長、町長のことちょっと残念だなと思うのは、町長、政治献金をもらってト

ラブルないですか。本当に領収書を書いてくれないんだなんていうトラブルを私聞いているんですよ。そういう人からもらったならば、領収書を書いたり、やっぱり相手にけんか腰じゃなくて、誠意を持ってお答えするような町長でいてほしいと思います。

では、質問に入ります。

1つ目の質問でございますが、新型コロナウイルス予防接種について、課長に聞きたいと思えますけれども、5月21日の全員協議会で、予防接種についての集まりをしました。そこで、町長と健康保険課長が後ろの傍聴者に資料を配付していました。そういう予防接種をしたという情報が入ってから、私は散々課長のところに毎日のように行ってお聞きしたんですけども、個人情報だ、個人情報だと言って、課長、いいですか、個人情報だ、個人情報だと言って全然資料が出ないのに、なぜ傍聴者と記者さんとか新聞社にああいう個人情報だと言っていた資料が簡単に配られたんですか。それ、ちょっとお聞きします。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 14番小坪議員のご質問にお答えいたします。

当日配った資料につきましては、個人情報を読み取れるもの、住所、氏名等につきましては全て黒塗りで配付のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） なぜ黒塗りだから、議員よりも早く、なぜ資料が出るんですか。私が毎日行って出ないやつが、黒塗りだから出たんなんていう話は聞いてられませんよ。なぜ、それが町長と二人で配っているんですか。もう一度お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き、小坪議員のご質問にお答えいたします。

町長の指示でまくようという話でございましたので記者席には配りました。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 町長の指示なんだ。町長の指示なんだ。

今まで、昨日も職員採用のざらっと募集要項の中に、弁護士だ、税理士だ、会計士だ、行政書士だなんていう、要件を満たして入ってきた募集要項の中に、委員会で弁護士が誰が入ってきたんだか、議員さん関心あるでしょう。そういう中でも、昨日もプライバシーの保護がなされて、なぜ報道には出せるんですかというの、そういう町長の指示だと言っても、私に出してないんですよ。私に出してないの、課長。町長にも一言注意すればいい

いんじゃないのか。監査委員の小坪さんに出してないんだから、町長、報道にも出せませんよ。

そして、またなぜ議長に怒られるまで議会に出そうとしなかったんですか。ちょっとそこから辺を答弁。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き、ご質問にお答えしたいと思います。

議長さんにも報告をせず、議会の皆さんにも先に報告せず、資料を配付したのは本当に申し訳ないなと思っております。

以上です。

○14番（小坪 孝君） 何か。

○健康保険課長（飯村正則君） 資料の配付を議員さん方に先に配付をしなかったのは、非常にまずかったなと思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） まずかったなと、そういう気持ちがあるんなら、私はうれしい。でも、その前にもまだあるんですよ。

町長と二人で記者会見をやったときに、なぜ報道者に29名のワクチン接種の予定者のあれまで、なぜ私に出さないのに、なぜあるとき記者会見で29名の城里町の職員の、また診療所の職員の、職員とか、そういう看護師とか何とか、名前では、実名では入ってないですけども、そういうのが配られたんですか、議会にも全然出さないのに。ちょっと答弁お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き、小坪議員のご質問にお答えいたします。

まず、私の記憶では第1回目の記者会見、午前9時から行った記者会見でございますが、そのときにメディアの方からこのような資料があったほうが説明する上で望ましいのではないかというようなご指摘を受けまして、その後、11時半からだと思いますけれども、2回目の記者会見までに資料のほうは用意して、個人情報等は抜いた状態のままの資料を用意して配付したというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 課長、そこもいじやけるとこなんですよ。

2回目の記者会見であろうが、何であろうが、これも町長がまけと言ったんですか。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き、14番小坪議員さんのご質問にお答えいたします。

当日、私と町長二人でメディアの対応をしておりましたので、その中で2回目の記者会見の資料につきましては、二人で協議して作成し、配付の許可を得て配付したところでございます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 私は本当に残念だと思うんです。新聞記者に聞いて、あの名簿が新聞記者に渡されて、こういうのを執行部からもらいましたよと。なぜ、町長コラムが新聞の、こういうことで記者会見やりますなんて、いち早く議会事務局のほうに持ってきて、そういう言い訳だけを先ほど三村議員が聞いたように、これも町長がつくった、そういうことを確認しています。

全て町長一人でやっているのかな、この町は。ちょっと課長お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 14番小坪議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

ちょっと質問の内容で、全て町長がどうこうという話なんですけれども、ちょっと質問の意味が分からなかったものですから、もう一度具体的にお願ひしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 要するに、報道に29名分の接種をする予定者の配付をいたしましたよね。それも、議会にも配付しないし、我々にはそういうのは一切ありませんと言っておいて、なぜ町長の命令で、議会にも提出してないやつが、報道に出されたんですかというのを、ちょっと、そこら辺。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き、14番小坪議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほどもお話ししましたがけれども、朝、私も出勤しまして、いきなり今日記者会見をやるというようなお話を聞きました。事前の打合わせは一切ございません。

それで、当日9時から、皆さんもご存じかと思いますが、記者会見が行われまして、そ

のときに名簿の作成をしたほうが良いというような案内がございました。

実際に、その間、11時半までの本当に短い時間でしたので、当然その間に議員さん方にご報告するような時間はございませんでしたし、取りあえず全国ネットのテレビ局がぞっくりいる前で、とても私にはそのような気が回るようなことはありませんでした。

確かにご指摘のとおり、議会に先に知らせるべきだというようなご質問は十分分かりまされども、現実問題として、ちょっと私の能力では、とてもとてもそこまでの気は回りませんでした。申し訳ございません。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） なぜ、私のうちに言い訳だけ来たんでしょうね。

なぜ、ああいう町長の記者会見やりますなんて、言い訳だけが来て、そういう名簿がなぜ来ないんですか、新聞記者に先にやっておいて。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き、小坪議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げておりますとおり、9時の記者会見でこういう名簿が欲しいというようなご指摘をメディアの方からいただきましたので、私と町長でいろいろ協議しまして、11時半からの記者会見のときに用意して、資料をお配りしております。

ですので、実際に記者会見が終わったのは、1回目が10時半ぐらいだったと記憶しておりますけれども、とても次の1時間の間に、各議員さんのところに回って、名簿をお示しするような時間ございませんでした。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） ちょっと納得いかないもんだから、ちょっとね。

何で町長の記者会見の記事が、議員さんのところへ届いておいて、朝何時に集まったんですか、それで一生懸命つくったんでしょう。そういう中で、記者会見をやる前、11時前に、11時からやりますという案内とともに、町長の記者会見のあれがなぜ私のうちに届いているんですか。そういう名簿だって一緒に届くわけでしょう。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き、お答えさせていただきます。

当日の記者会見の合間に、小坪議員さん宅にそのような資料が届いているという事実は私は確認してございませんし、名簿の話も、ちょっとそのときにはまだ作成中で、本当に出来たてのほやほやをメディア向けに流しておりますので、ちょっと分かりません。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 言って分からないかな。

こういう形で記者会見をやりますという文章が、なぜそのとき一緒にそういう名簿が、私は役場にいたんですよ、副町長としゃべって、全然私らに資料もくれないで、なぜ外部の記者さんが優先なんですかと。

それは、名簿、町長の、何で記者会見の言い訳なんていうのは、議会のほうに届けて、私のうちに届くんですか。それは朝ですよ、記者会見を11時からやりますという案内で。そういう形で、あなたに届けなさいと言っているわけではなくて、都合のいいときは議会議務局を使ったり、都合悪いときは個人的なプライバシーだなんて言って、全然資料も出さないし、そんで挙句の果てに、話を聞きに行くと、私がパワハラだなんて、この町長、昨日だって総務課に行って、今日の一般質問のやつを調査していると、帰ってください、帰ってください。帰ってください、今からコロナ対策の会議があるんですよ。私が調査しているやつに帰ってください、帰ってください、出ていってください。今までの過去の歴史上の町長の中では、帰ってください、出ていってください、パワハラです、そういうことを言う町長はいなかったよ。

昨日、議員さん3人で、総務課長と話しして、調査に行っていたんです。それが、なぜコロナ対策で帰ってくださいだの何だの言われ、言われ、こういう資料が、これからはマスコミに出すときは、議長にもお願いしておきますけれども、早ければ同時、遅くても同時か、早ければこういうので配付するというような議長の許可をもらって、プライバシーだから病院名も入っていたんでは駄目なんです、何、看護師と入っていたんでは駄目なんです、全て入っているやつがプライバシーなんです。挙句の果てに、決裁している押印まで押しているやつが、役場の課長らが押印しているやつまでプライバシーの保護で判こを押してあるから見せられないなんて、本当にこの町、おかしいですよ。

あなたら責任持ってやっているんだったらば、決裁書の資料だって、押印があるからプライバシーだなんて、そういういいかげんなことをやっていたんでは駄目です。本当に、議会と仲よく情報を共有していますなんて、町長が常平生こういう言っているのにも、議員に情報を提供せずに、傍聴者だの、記者だの、そういうほうに配付をするんじゃなくて、きちんとこれからは町の執行部のやることを監視している議員の皆様に声をかけていただいて、そういう資料を提出していただきたい、本当に。

本当に町長は、簡単に小坪さんうそついているんだ、うそついているんだ、今までの町長やっていた中で、いや小坪さんうそついているですよ、パワハラなんですという、そういうことをやるんじゃなくて、上遠野町長にも、ここで言うておきますけれども、議会を悪者にしないで、それで私が質問しても、困ったらパワハラだなんて言わないで、個人情報だなんて言うたら監査できませんよ。

そして、町長にあと1個言いたいんだ。いじやけてんだ。とにかくいじやけてんだ。

去年の2020年4月27日、私は議長をやっていました。町長と話をしようとして、町長室へ行った。そうしたら、小林課長の名前を言って、小林課長を迎えに行った途端に、自分で町長室の鍵を閉めて、閉じ籠ってしまって、二、三回ドアはたたいて、私と副町長と小林課長で副町長室でしゃべっただけなのに、それで小林課長が小塚さん3階に行きましよう、3階に行って話をしていたら、笠間署が盾を持って、暴漢が騒いでると、大男が大きな声で大騒ぎしているから、パトカー何台来たんだか分からないけれども、警察、機動隊の人を入れて六、七人来たよね、小林課長。

そういう形で、なぜ町長、あのとき110番して、私が暴漢だなんて言って、なぜ呼ばないといけないんですか。あなたが説明できなくなったから、説明できないから、困り果てて、笠間署に暴漢だなんて言って、鍵を、何も、議長と町長の中で臨時議会を勝手に決めて、勝手に招集していて、なぜ議長と町長は話し合っ臨時議会を招集するということになっているのに、なぜ町長、笠間署を呼んで、6人も。警察だって暇じゃないんですよ。忙しいときに、何でそういうそをついて、笠間署に機動隊を要請なんかしたんですか、町長、そこら辺、ちょっと答えてみてください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） はい、私、110番した事実は一切ございません。ですので、私が110番したかのような断定に基づく発言は控えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小塚 孝君。

〔14番小塚 孝君登壇〕

○14番（小塚 孝君） これも七不思議なんですよ、町長。

その後、副町長と小林課長と3人でしゃべっていたのに、警察、誰が呼んだんだと、副町長に尋ねたら、私が呼んだことにしてくださいなんて言って、また答えが出てないんだよ。

何で警察が3階にいる議長さんいますかなんて、何で俺のところに来ないといけないの。だって、下のほうで誰か説明しなければ分からないんだ。110番したのは、電話番号では町からだという話だし、副町長、あなたが呼んだって罪をかぶっていたけれども、本当に呼んだのか、ちょっとそこら辺。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） すみません、14番小塚議員さんにお答えします。

質問事項にない事項で急にご質問されましたものですから、ちょっと記憶にございません。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

質問内容からずれていますので、修正をお願いします。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） どうせこう言うと思ったから、記憶にありませんなんて言うと思ったから、もう終わりにしようと思ったんですよ。本当に残念で仕方ない。都合いいときは記憶がないんだ。都合いいときはプライバシーだとか、何とか言い、私は忘れませんからね、これは。午前中の10時57分ですから、これは上遠野町長がやっている間は一生言いますよ、私は恨んで。これはパワハラだから、早く言えば。私はパワハラを受けていますよ。何で町長室でどんどんとやったやつが、誰が知っているんだか知らないが、本当に残念で仕方ありません。

それで、課長、5月26日に急遽、各課職員にコロナ予防接種の応援要請をしていますね。それに、2月に入って、1日当たりからコロナ対策チームを立ち上げて、4か月もたって、4か月前に立ち上げて、マスコミにも報道して、新聞等でも茨城県内トップでワクチン接種をしたいなんて、町長のコメントがあって、やっていて、なぜ5月24日に準備しておきながら、5月24日に水道課から2名の職員を追加しましたよね。

一体それまで何を準備だ、準備だと言って、4か月何をやっていたのか。三役の注射を打つための準備だったのか、4か月は。

これだって、ワクチン接種をするために、2月1日に返答しているのに、いいですか、課長、なぜできなかったんだか、答弁してくださいよ。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 14番小坪議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、2月1日からコロナワクチン接種チームを立ち上げております。そういう中で、城里町なんですけれども、ご存じのとおり、お医者さんの数が大変少ない地域でございます。

実際には、協力していただけるお医者さんの数は5つ、医師会に加入しているのは5か所なんですけれども、2人ずつ、1回2名ずつのお医者さんで1週間回すということは現実的には不可能でした。

ですので、当初2月の頃は1週間に2日か3日、接種会場を開けられればいいなということ考えてございました。

そうしますと、職員のほうも休みも十分に取れますし、接種会場の日は十分スタッフが間に合うということでしたんですけれども、実際にもう既に皆様方のところにご案内のとおり、接種会場を1週間ぶっ続けで、土日もなく回転させるという方向に決まってきました。

そういう中で、各種、お医者さんからも協力をいろいろ取付けながら、1週間回すこと

ができたんですけれども、そういう中で、当然職員も1週間フルで働きますと頭数は必要になってきます。

そういう中で、私どものほうの準備不足であったというのは、議員ご指摘のとおり、間違いない事実でございますけれども、町民のため、一生懸命頑張っているということだけはちょっとお伝えしたいなど、うちの課の職員のためにも思っております。その辺のところは、ちょっとご理解いただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 4か月の準備の話で、ちょっと説明を受けたような話じゃないと思うんだよね。お医者さんの手配だなんて、それはとっくに打っても打たなくても、そういうのを手配していたんでしょ。

そういう形からいくと、4か月の間、医者の手配も何もしないで、急に医者の手配が決まったの、どたばたとそういう形で。5月の何日かに応援体制を頼むようでは、4か月間何もやらないで、お医者さんに手配も何もしないで、ちょっと5月の何日まで、かっぼってたんですか、ちょっとそこら辺。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き、小坪議員のご質問にお答えいたします。

確かに、お医者さんの数というのはいきなりそんなに5人も10人もまとめては見つからないんです。それだけご理解いただきたいと思います。

お医者さんの数に合わせて、スケジュールを1日増やし、午前中のスケジュールを増やしたり、土日は何とか午前と午後に人を当てて、何とか接種できるようにしたり、こう言ったらあれですけども、本当に目に見えない、本当に涙ぐましい努力があるんです。それだけご理解いただきたいと思います。

職員の動員数が読めなかったとか、それは私の準備不足で、全然結構ですけども、うちの課の職員の努力だけはどうぞ分かっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） いや、職員の努力は感謝しているんですよ。私が言っているのは、2月1日から医療接種チームをつくって、なぜそこに病院の先生だけがとらわれて、だって私らに言っていることは、医師会にお願いしています、歯科医師会に頼んでいます、全てそういうお願いしている中で、予防接種も誰が打つんだか分からないなんていう、話を平然としておいて、何で予防接種だけがあなたらが駆け回って、接種を受ける医療従事

者のやつは医師会に頼んである、そういう答えを言っておいて、何で4か月の間、病院の先生に駆け回ったなんて、そういう話はおかしくないですか。

医師会にお願いしていたら、スムーズにローテーションも何も決まるために医師会に、医療従事者の予防接種も先に打つように医師会にお願いして依頼したんでしょう。そういう病院の先生が医師会にお願いして決まったから、それで予防接種、医療従事者のワクチン接種が決まったと思うんですよ、私からすれば。

4か月、病院の先生を探していたなんていう話はちょっと、いや関係者、一生懸命やっているのは分かっていますよ、今になってスムーズに打っているというのはね。それでも、その4か月が、病院の先生だけを探すために時間がたってしまったのか、全然、何のために4か月が過ぎたんですか。ちょっとそこら辺、明らかにしてください。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き、小坪議員さんのご質問にお答えいたします。

4か月の間というのは、確かにお医者さんの手配もあります。当然、同時に看護師の手配もあります。あと、皆様のところ接種券なる物が届いていると思いますけれども、接種券の封入作業及び発送順番の確認、当然発送順のリスト等もつくらなければなりません。本当に目に見えない膨大な作業があるということをご理解いただけたらありがたいなどというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 始まってみて、非常に大変だったことなんですね。

そうしたらば、これ国から人件費が幾ら来ているんですか、予防接種もやっていない職員らに動員かけて、あなたらが4か月やってきたことが何が何だか分からなくて、あなたらだけが予防接種やっちゃって、職員はどうでもいいんだ、動員だけして手伝えと、みんな手伝いに来る職員は奴隷なんですか、これ。町長の命令1本でやっている奴隷なのか、役場職員は。

職員だって、やっぱりもうちょっと早めに予定をなぜ、予防接種でも何でもできなかったのか、そんで人件費、コロナ対策費の幾ら金来ているのか。商工会のほうで金ばらまくほど、うちの町で2回も、去年配っているんだよ、コロナで金が余っていて。ほかの町でどこも1回ぐらいしか配ってないのに、うちの町では商工会に頼んでばらまきをやっているんだ。ほんで、商工会だってうれしくなっちゃって、収支決算書なんか載せないほどうれしくって、そういう形で人件費が来ているんだから、なぜ、これハローワークあたりに頼まなかったのか、そこら辺をちょっと聞かせてください。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き、小坪議員さんのご質問にお答えいたします。

現在、職員のほうの不足分に関しましては、ハローワークにも申し込んでございますし、人材派遣会社のほうにもお願いするような手順で進んでおります。

また、接種に関連する職員でございますけれども、こちらに関しましては、優先的に接種を受けられるように全て段取りはつけております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 本当に、なぜもうちょっと3月1日の頃に、人材派遣会社か、ハローワークに相談して、もっときちんと計画を、あなたらが一番駄目なのは、町長の指示待ちで、町長が言うやつだけしか仕事やってないから、何をやるのにも、予防接種にしても、余ったやつでも、何でも、3月1日に4名の欠員者がいて、三役が打つようになっているのに、先ほどの話から言ったら、4月23日の頃に分かったんですなんてうそついて、あなたと私の中では、3月1日に4名が空いているというのは確認して話ししているのに、町長の前でちょっと答えてやってください、そこら辺を。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き、答弁のほうをさせていただきます。

今、小坪議員さんがお話しされたとおり、3月1日に158名の医療従事者分のワクチンは確保されておりました。

これは、この間の5月21日の全員協議会のほうでもお話ししましたがけれども、その後キャンセル等が発生しまして、4月23日夕方時点でキャンセルが合計12名、医療従事者として150名の接種があったというふうにお話ししているところでございます。その事実については間違いございません。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） そうだよね、ありがとうね。

そういう正直な話は、俺大好きなんだ。そういう町長みたいないいかげんな質問をされるといじやけてしょうがないので、もう私も頭パニックになって、データが頭に入り過ぎたもんで、コンピューターと同じく、幾らかここで吐き出して消去しないと、ちょっとデータが入らないものだから、本当に、今課長、きちんと募集をして、それでも集まらないんなら、この電話交換手さんだって、人数増やしてしまったから、時間的に働けないなんて話が聞こえているし、勝手に増やすのはいいんだけど、あと検温している受付な

んかも、勝手に人を増やして、私が言いたいのは、そこで働いている人で、人数どうですかとか、いや町長、個人面接が好きなんだもの、何でそういう検温やっている人だの、電話やっている人らと面接して状況を聞かないのかなど。

職員らに、総務課長、毎月1回ぐらい、町長、面談やっているんでしょう。年間に何回ぐらいやるの。これ、また質問がずれているから答えられませんなんて話になると思うから、つぶやきながらいくけれども、町長、個人面接が好きなのに、何で検温する人らを募集するときに、その現場で働いている人らとディスカッションをやって、本当に人員が必要なのか、要らないのか、私ら、もっと働きたいとか、いいかげんにやっている町長だから、だからいいかげんに警察なんか呼ばっちゃったり何かして、本当に残念だなと思うんだけど、本当にね。

人は増やすんですね、ちょっとそこら辺。何名ぐらい増やすのか、ちょっと。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 14番小坪議員のご質問にお答えいたします。

取りあえず、今出しているのは、一応6名ほど増員しようかというふうには計画を立てております。

各課から、今毎日3名ずつの応援をいただいておりますので、少なくとも各課からの応援をいただかなくても運営できるようなシフトを組めるだけの人数は確保して、事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 職員は3名なのか、臨時職員なんかは使っていないのか。ちょっとそこら辺、応援、臨時職員は全然応援してもらっていないのね。職員だけ3名、毎日。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 14番小坪議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと今、答弁漏れがございましたので訂正させていただきます。

正規職員が3名、あとゲートキーパーさん等も毎日3名程度協力はいただいております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） これ、話聞くと、総務課長、ゲートキーパーにも金額のずれがあるというんだけど、役場の課長らにも手当が、議会全会一致で手当は皆さん同じにしろと、議会で、何月だったか、議会で議決して、議員全会一致で課長らの手当を、私ら

4月からやるのかなと思っただけにやらないし、ちょっと臨時職員の時給の違いもあるのかな、ちょっとそこら辺。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 14番小坪議員のご質疑でございますが、現在、ちょっと資料を持ち合わせてございませんので、調査してからでよろしいでしょうか。

ちょっと資料を持ち合わせてない、申し訳ないです。

ちょっとお時間いただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） ちょっと後ろのほうで準備しているんだろうから、そういうのをきちんとやっぱり傍聴者さんにも、傍聴さんが優先でしょう、私らに資料をくれるのが後なんだから。私らに資料をくれるのが後回しなんだから、傍聴さんにちゃんと説明してやらないと、帰ってしまったてからは聞けないんだから、後でなんて言って。

これ、話に聞くと値段も違うし、何だか課長らと同じく、値段も違うというんだな。

そういう形でいくと、各課でお願いしている臨時職員の給料計算だの、何だのがちょっと雑になると思うんで、そこら辺きちんとやってください。

ちょっとこれ、元気アップ振興券もちょっと大騒ぎになったけれども、それは飛ばしましょう。

総務課長、今コロナ対策の職員らだの、みんな、私が気にするのは、本当に過重労働で1か月100時間超過時間が過ぎて働いているなんていう話も聞かされるんですよ。だから、各課を回ったときに、今日は水曜日だからノー残業デーだからなんて言って、みんなに声かけて、私は帰るようになって言っているんだけれども、そういう100時間も超えるような職員がちょっと何名いるのか、ちょっと答えられないかな、やっぱり資料がないから。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 14番小坪議員のご質疑にお答え申し上げます。

過重労働についてのご質疑でございますが、過重労働につきましては、毎月所管の課局長のほうから45時間を超える者については、総務課に報告ということで、総務課のほうでその集約のほうはしてございます。

今のところ、報告が出てきている者はございません。

確かに、業務過多において、なかなか総務課の報告が漏れている部分もあると思いますので、そちらについては、また後ほど確認のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 非常に出納検査のときも、ちょっと注意していたけれども、職員が夜中の2時半頃まで電気をつけて残業をやっているなんていうのも、町民から聞かされているもので、そこら辺ちょっと気をつけたいと思います。

2番目の介護予防のほうについて、ちょっとお伺います。

長寿応援課では、ホールの湯に事業委託をして、介護予防事業を実施しています。昨年、この実績報告がグリーンツーリズム事業及び長寿応援課の介護予防事業の実績報告書と二重に報告されていますが、これについてお伺いします。

それぞれ担当課では、事業を委託するときには、委託内容を記入した仕様書、事業委託をしているときには仕様書がつくってあるのかどうか、ちょっとそこら辺、課長お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長稲川弘美君。

〔長寿応援課長稲川弘美君登壇〕

○長寿応援課長（稲川弘美君） 14番小坪議員さんのご質問にお答えいたします。

事業を行うときの契約は、担当課と委託先の開発公社のほうと相談して、仕様書のほうも確認してつくっております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 課長、私、仕様書あるのかどうか、確認の意味でちょっと聞いたんだけど、これ実際的に委託書と、私が聞き回ったのでは、何か、開発公社でも誰が内容を聞いても仕様書の内容が分からない、長寿応援課でも分からない。誰が契約したんだという、町長が契約したんで分かりません、事業が町長要望だから分かりません。そういう話でよろしいのかな、課長答弁お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長稲川弘美君。

〔長寿応援課長稲川弘美君登壇〕

○長寿応援課長（稲川弘美君） 14番小坪議員さんのご質問にお答えいたします。

契約関係の作業を行いましたのは、長寿応援課の担当職員と、あと開発公社のほうの事務長さんと確認して行っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） なぜ、課長、契約しているのは担当課長がやったという話だけでも、なぜこれ、介護予防がどこに契約したんですか、これ、長寿応援課。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長稲川弘美君。

〔長寿応援課長稲川弘美君登壇〕

○長寿応援課長（稲川弘美君） 14番小坪議員さんの質問に再度お答えいたします。
契約は、一般財団法人の開発公社となっております。
以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 今、開発公社と言いましたよね。
開発公社なのに、なぜ開発公社の決算書に何で載ってないんですか、ちょっと課長。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長稲川弘美君。

〔長寿応援課長稲川弘美君登壇〕

○長寿応援課長（稲川弘美君） 14番小坪議員さんの質問にお答えいたします。
開発公社の決算書については、内容につきましては長寿応援課のほうではちょっと分かりませんので、開発公社のほうに確認させていただきたいと思います。
以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） なぜ、その開発公社に聞かなければ分からないんだ。分からないんだ、分からないんだと去年の秋から私は開発公社に出席を要請しているのに、なぜ開発公社から呼ばないんですか。課長、ちょっと。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長稲川弘美君。

〔長寿応援課長稲川弘美君登壇〕

○長寿応援課長（稲川弘美君） 14番小坪議員さんの質問にお答えいたします。
開発公社さんのほうには、副町長を通じまして町のほうに説明に来ていただけるようお願いはしているんですが、現在のところ、まだお会いできない状況です。
以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 副町長、5月11日に行き会って説明すると言ったのは開発公社のほうなんですよ。それなのになぜ説明に来られないんですか、ちょっと副町長、答えてください。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） 14番小坪議員さんのご質問にお答えをいたします。
小坪監査委員さんより、開発公社との協議のための日程調整を依頼されました。
私は、開発公社に連絡をし、協議のための日程調整を確保されるよう、何度か打診、話

合いをいたしました。

ただいま、5月11日の日程の際には担当者は来られませんでしたけれども、町長のほうで質疑に対して答弁するというようなことで出席のほうをされたかと思います。

以上であります。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） なぜ、町長が説明できるのですか。

町長、開発公社と契約した内容が、あなたは金を取っているほうの社長ですよ。開発公社と契約している事業が、なぜ開発公社のほうの決算書に載っていないのは何なんですかという説明を。町長の言っているのは、金を払っているほうの説明なんか、この事業をやってもいないし、何もやっていないし、なぜ町長が説明できるのか。

毎日、介護予防に行って、はい、はいと足を上げているのか。そういう指導員の補助をやっているのか、町長。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 5月11日につきましては、私は町長ではなくて、開発公社の理事長の立場で、開発公社の理事長ですから、全ての伝票は私を通るわけですから、きちんと質問にお答えしますよということで、出席したいということで会議室に入ったんですが、小坪議員のほうから、たしか私では駄目だということで会議の出席を拒まれたので、会議に出席できなかったわけです。

担当者につきましては、以前、小坪議員に呼ばれまして、説明の際に大声でどなられたりして、大変精神的にショックを受けたということで、勤務に支障が出たり、あるいは精神的な外傷を負ってはいけませんから、職員の健康を守るという観点から私が代わりに会議に出るということで申し入れたわけでございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 私が、こういういいかげんなことを言っているんですよ。私一人が行き会っているわけじゃなくて、総務課の、私から言えば、監査委員事務局も立ち合っているのに、そこでどなりつけたのだ、何だの、声がでかいからどなりつけたなんて、そういう話じゃなくて、町長、なぜ開発公社の決算書に長寿応援課のあれが載っていないんですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 開発公社の決裁については、去年の9月から同じような質問を何度も受けておりまして、文書で質問を出してくださいということでお願いしまして、ま

た文書で回答をしているというふうに認識しております。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 何、その文書でと、監査委員が文書で出せなんて、文書で出したって、1か月も出てこないでしょう。副町長室で文書で出したでしょう、監査委員事務局から。それで、文書も出てこないし、文書の回答がないし、410円の使途不明金、参加料3年分、それだって出てこないんですよ。

これから開発公社を、副町長呼んでくださいね。使途不明金410円の3年分あるんですよ。私の計算でいくと、五、六百万ぐらいある計算なんですよ。

だから、これは開発公社を呼ぶことを、ここでちょっと約束していただきたい。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） 町長が開発公社の理事長もしておりますので、その際には出席のほうをお話ししようと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 聞こえなかったね、今。聞こえましたか。

14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 皆さんの前で呼ぶということで確認したということでもいいですか。どうなんですか。

社長なんか呼んだって、どうせいいかげんな答弁しかもらえないし、だまかすだけで、だまかすやつ呼んだって、これ開発公社と契約しているのに、開発公社の決算書には載ってないんですよ、全然、私が探しても。何で開発公社の。開発公社と契約したんですよ、課長。長寿応援課長、ちょっと。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長稲川弘美君。

〔長寿応援課長稲川弘美君登壇〕

○長寿応援課長（稲川弘美君） 14番小坪議員さんの質問にお答えいたします。

介護予防教室の契約相手は開発公社になります。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 開発公社と契約しているのに、副町長、あなた金を払うのに、開発公社で事業もやってないのに、なぜ金が払えるんですか。

事業が適正に報告もされてない410円の使途不明金もある、なぜだらけなのに、金を払いますなんて言って、1人3,000円の契約なのに、400万円近くの実績報告で金を払う事業

なのに、400万円の負担行為がなぜなされるんですかというの。実績報告で3か月に一遍金を払うことになっているんですよ。

なぜ、それが1年前に、当初に400万円弱、負担行為がなぜ実績報告の事業に400万円払いますという契約がなぜできたんですか、副町長、払う側の立場として。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） 14番小坪議員さんのご質問にお答えをいたします。

支払いにつきましては、実績報告に基づいて適切に検査のほうを行い、支出したものと考えております。

○議長（関 誠一郎君） 小坪議員、ここで暫時休憩とし、午後1時より再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後 0時05分休憩

午後 1時00分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に会議を再開いたします。

14番小坪 孝君の一般質問の途中でございますので始めたいと思いますが、執行部より補足答弁したいということで、それを求めたいと思います。

総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 午前中のご質疑で14番小坪議員さんのほうからのご質問でありましたゲートキーパーの時間給の違いということではありますが、資料の手持ちがございませんでしたので調査したところ、ゲートキーパーにつきましては924円の時給で一律運用をしているということでご了解願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） 同じく14番小坪議員さんのご質問にお答えをいたします。

先ほど支出負担行為について問われました。支出負担行為については、介護教室、運動教室の参加者の実績により変わってきますので、予算額において支出負担行為をしたものであります。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 非常にこの介護予防、これ私、町長派のほうにいたから本当に分かっているんですよ。なぜ赤字の開発公社が一人採用してしまっていて、町長が勝手に採用

してしまったもので、赤字の施設で人件費がないのに、本当に人件費がないのに採用されても困るとそういうことで、その当時に町長に言ったんですよ。開発公社で赤字で人件費払う金がないのになぜ町長、採用したんですかと言ったら、町長は誰々さんが勝手に入ってしまったんですよ、私は駄目だ駄目だと言ったんだけども入れられてしまったもので、その人件費を賄うために介護予防で穴埋めをしなくてはならないようなこういう結果になって、私は当時、町長派にいたから注意したんですよ。赤字の会社で何も人を採用する事業じゃないんですよ、その当時は。この介護予防、そういうことを聞きながら、これからも追いかけていくつもりでいますので、調査にはご協力お願いしたいなと思います。

次の質問に移りたいと思います。

町の広報紙で5月号で中間報告で歳入歳出の決算というか中間報告がなされています。それが出納検査でやっている数字と違って財務課独自の報告書があるみたいで、全然町の日計表の数字と違ったような数字が報告されていますけれども、それはなぜそういう形になっているのか、財務予算と会計課のほうの本当の日計表というかそういう形で、去年はそういう日計表の形の中で中間報告きちんとなされているみたいですがけれども、今年はさじ加減で町の予算を報告しています。そういう形で借金も同じ5月31日決算済み額の、どの資料を見ても決算済み額の借金の中で掲示板に決算書というか報告したやつと出納検査でこの間すり合わせをいたしまして、そういう形で確認いたしましたのでそれは了解しますけれども、要するに町の借金が報告するやつ、報告するやつでやたらに5月31日の金額が広報しろさとで報告したやつと掲示板でこのたび報告したやつで、5月31日で1億円違うのはなぜなんだか財務課長、それ説明してください。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長船橋行子君。

〔財務課長船橋行子君登壇〕

○財務課長（船橋行子君） 14番小坪議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

町広報に掲載したものでございますけれども、地方自治法及び城里町財政状況の作成及び公表に関する条例によりまして、毎年4月1日から9月30日までの期間におけるものを11月末日までに10月1日から3月31日までの期間におけるものを5月末までに公表するものと規定されております。財政状況について町広報に掲載してお知らせして告示を行っております。公表した数字につきましては、歳入歳出予算の執行状況とされており、3月31日現在の執行状況について報告いたしております。この金額につきましては当該年度の執行状況でもあることから、前年度の繰越しを含めない形で例年報告をさせていただいております。地方債につきましても、繰越分が漏れておりましたのでそちらを追加して報告させていただいたものでございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 私はそういう財務には照らし合わせて認めたと言っているのに、

同じ31日で209億の借金と210億の借金がなぜ2つが存在するんですかと、それちょっとその意味が分からないんだよな。同じ31日で1億円が違ってしまうというのは。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

〔財務課長舩橋行子君登壇〕

○財務課長（舩橋行子君） 再度、小坪議員さんのご質問ですけれども、地方債につきましても繰越分の入っていなかった分を、後ほど追加して報告したものでございます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 繰越分が入らないとか何とか、そういう意味で財務、金を扱っていられたんでは困っちゃうな。本当にそういういい加減でさじ加減で町の財政がやっていけるのか、後でそういうのは徹底的に、私しつこいほうなもので、後で財務課のほうに行って調査したいと思います。

次、4番目のほうへいきたいと思います。

道の駅かつら基本構想と基本設計についてをお伺いいたします。

昨年度、道の駅かつら基本構想、基本設計の予算を取りました。そもそも基本構想と設計を同時に予算づけること自体、私はあり得ないと思っているんですが、できるという予算の取り方で仕方ありませんでしたが、議会も認めました。ところが、これを繰越しをしまい基本構想、工事であれば繰越しもあるかも分からないけれども、基本構想あたりで繰越ししていたんではあり得ないと思うんですよ。工事が遅れてしまうから、早く3月31日まで結果出しますという話で、議会議員では時期尚早でしょうという感じで修正を出して、令和5年から始まる事業だから時期尚早だから修正をして取り省いたら、工事が遅れてしまうから、工事が遅れてしまうからと、議員さんに頼んで基本構想と基本設計の予算を取ったんだけど、なぜそれ繰越しになってしまったのか、そこら辺ちょっとお願いいたします。

担当課長。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 14番小坪議員のご質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、道の駅の基本構想、基本計画事業でありまして、事業の繰越しにつきましては、令和2年度の一般会計補正予算（第10号）により3月の議会で議決をいただいているところであります。昨年の6月定例会において2回ほど会期中の中に議会に対して、道の駅建替えについてご説明をさせていただいたところであります。そのときに理由としましては県事業よりも町事業のほうが遅れていると、今年度に基本構想と基本計画

を策定し挽回する必要がありますよと、また大桂大橋（※最終日訂正有り）の架替工事の着工前に新道の駅かつらの建設工事を完了させるために予算のほうをお認めくださいよというようにお願いをしております。確かにそのようなこととお話をさせていただきました。よって、基本構想と基本計画を早期に策定できるよう事業を進めてきたところでございます。

しかし、移転候補地を決めるに当たっては茨城県の橋の架替工事等と絡みまして調整するものが多々ございます。そうした中で年度末までに計画の策定ができないという判断をしたところでございまして、事業の繰越しということをお認めをいただいたところでございます。年内、予算をいただきまして、その後10月26日に第1回の会議を開いてございます。そうした中でアンケートの実施ですとかいろいろ決めまして、第2回が11月20日ということで候補地の選定、アンケートの途中経過また整備のコンセプト等を、年内押し迫って12月25日になりますが、第3回の委員会の中では道の駅の移転基本構想、道の駅施設規模の算定等々について協議をしたところでございますが、なかなかその先に行けないというようなこともございまして繰越しのほうをお願いしたというところでございます。ご理解をいただきたいというふうに存じます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 非常に繰越しだなんて残念ではない。町の説明書では早ければ令和5年度に着手なんていう、あなたらの説明書に令和5年度に始まりだとそういう感じで説明書になっているのに、それが予算ください、予算ください、3月31日までに結果出さないと工事が遅れるんです。それが明許繰越しやっていて本当に予算の取り方がどたばたで本当にいい加減に、構想と設計が一緒を取られているなんていうのはナンセンスであって、場所が決まらないからなんていう、そういう話は当初誰も議員さん言っていたでしょう、時期尚早だと。誰も言っていましたよ。まだ道も発表になっていない、いまだに発表になっていないのに、それが明許繰越しだなんて、いい加減な予算をお願いします、お願いします、こういう。

それでまた山桜でエアコン工事、五、六百万の工事が本当は町でやらなくてはいけない工事が、話を聞きますと山桜が工事費を出して工事をやるように、何だ聞くと町長は金がないから山桜で工事をやってくださいと言うから山桜のほうでは工事を進めていて、そういう形で入札が終わっているのに山桜の社長だの役員らが入札をやらないのはおかしいなんてぶっ壊して、役員だの社長らで入札やったなんて、そういういい加減な山桜にやらせるなんて言っていて、決まったとしたら、それを取上げてやっているようなエアコン工事もあるみたい。さっきの基本構想、基本設計もいい加減にどたばたでやって、山桜工事やったんですか、これ。ちょっと聞かせてください。課長。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 引き続き、14番小坪議員のご質問にお答えさせていただきます。

質問の内容にもないものですから、細かい回答はできないということでお許しをいただきたいと思います。

また、先ほどの質問に付け加えさせていただきますと、第4回の道の駅の検討委員会のほうを今月の月末予定してございます。それだけ付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 何で、ちゃんと仕事やっているのかよ。質問がないからなんて、答えられないなんて、そういう所管の課長でいるから入札が終わったのに町長にぶっ壊されて入札やらないなんておかしいなんて、社長らが入札やったという話が町の中に流れているんですよ、課長。そういう、どこで聞かれてもきちんと答えられるような事業をやってほしいんです。

まあ、次にいきます。

町の顧問弁護士について、今までは町の顧問弁護士は町内出身で水戸に事務所を置いている弁護士さんに頼んでいましたが、上遠野町長になってからは同級生に頼んでつくば市のほうの事務所の顧問弁護士をつくったようですけれども、水戸の事務所のとときには幾ら払って、今の顧問弁護士は年額幾らだか、ちょっとその数字教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 14番小坪議員のご質問にお答え申し上げます。

顧問弁護士料ということでございますが、以前の阿久津弁護士の際には年額10万円ということで、こちらについては平成26年度までの契約となっておりました。以降、27年度からは現在の松村弁護士ということで、年間消費税込みで79万2,000円ということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 非常に高い値段で同級生だからなんて言って、水戸から来れば出張旅費が4万円もかかる、水戸に行けば30分で相談していけるのに、つくばのほうから来てもらうのには4万円かかるんですよ、出張旅費が。なぜ同級生だからといって、総務課長、上遠野町長の友達だからといって、何でそういう10万円を削って高い値段と契約しているんですか。大きな損失をあなたは町にかけているんじゃないですか。ちょっともう

一回、なぜそこら辺が。上遠野町長が独自で契約したんですか。ちょっと総務課長お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 14番小坪議員のご質疑にお答えしたいと思います。

以前から見て弁護士が高いと、なぜその顧問弁護士に変えたかということですが、私の立場からはその変更した理由についてのお答えはできる立場ではございませんので、差し控えさせていただきます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 非常にそこら辺、裏の傍聴者も誰も聞きたいと思うんだけど、あえてね、町長に言ってもお友達で高く払っているなんていうのは町に対して大きな損失だと思うんですよ。これは水戸に事務所を構えている人が10万円で、つくばのほうが無料だとか5万円でやってくれるというんだったら話は納得しますけれども、水戸が10万円でつくばのほうは来てもらうだけで4万円の出張料費が加算されてえらい金額になったんでは大きな損失だと思うんです。

それで町長、数年前のことなんだけれども議員の活動内容について議員さんが議会活動報告をされたとき、報告をしたときに、あなたは町の顧問弁護士を使って、町長独自の内容なのに町の顧問弁護士に、なぜ内容証明を送って誹謗中傷に当たるので、そういう弁護士に送らせて、この松村弁護士は個人的な相談はパンフレットのホームページにも書いてありますけれども、個人的な内容は引き受けませんと言っているのに、なぜ町長は内容証明、個人的な誹謗中傷だというやつで議員さんのところに送れたんだが、それにあと自分の金でやったんだかそこら辺、私は閲覧すると公費にしか見えないんです。それは誰の金でやったんですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 顧問弁護士契約について回答させていただきます。

以前、阿久津弁護士のとときに年額10万円の顧問料だったということで、弁護士の顧問契約で月1万円を下回っている弁護士の顧問契約自体が非常に低いものであったと認識しております。私が着任した後、松村弁護士だけではなくて、ほかの水戸市内の弁護士事務所とも顧問契約は幾らくらいが相場かという話を聞きましたが、5万円以上を提示するところが一般的でありました。税理士とか社会保険労務士でも顧問契約をするとき月3万円以上を取るところが多くございますから、弁護士の顧問料金として月額5万円以上というのは適切な相場感だというふうに思います。

また、税務訴訟などたくさんの案件を引受けていますが、先日の税務訴訟でも町側が完

全に勝訴するという判決をいただいておりますし、顧問弁護士として適切な働きぶりをしていただいていると思っております。

また、私に対するその名誉棄損、町長の仕事として実際に例えば私が独断でやったことでないことであっても独断でやったと書かれたりとか、違法行為はないんだけど違法があったというふうに書かれていれば、それは私の名誉を傷つけているだけではなくて私が行政の長としてやっている仕事の内容について事実と異なることを述べているのであれば、町の行政自体に対する信頼を傷つけることにもなりますので、それは顧問弁護士契約の中で対応できるものです。

例えば、私が個人的に交通事故を土日にやってしまって、その相談を受けているというのは町の顧問弁護士に個人的なことを相談しているということですが、町長としての職務の時間中に行われてきちんと組織的な決裁等を行って契約している内容について事実と異なることが書かれているのであれば、それを訂正するというのは町の顧問弁護士の仕事としてやってよいことであり、私の個人的な相談ではないということです。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 何で質問したやつと全然違う内容を答えられて、なぜその税務調査の内容には議員活動の誹謗中傷についてなんて入れていないで、城里町全般について内容証明が議員に送れるんですか。それと、今度の町長、ワクチン接種で非常に町の中を騒がせて、全国から多くお客さんも城里町町長の顔が見たいといって連日多くのお客さんが来ていたみたいだけれども、そのインターネットに書かれた業者まで内容証明を送っているんですよ、今度。内容証明を送っているんですよ、あなたは町の公費で。

それを職員なんかインターネットで誹謗中傷書かれていないのに、職員がさも誹謗中傷を書かれたようにして、何で顧問弁護士が送っているんですか。そういうのを個人的に使うのは、自分の金を払ってくださいよ。

今までの町長にお願いした経緯があるんですよ。歴代議長がインターネットで誹謗中傷を書かれて非常に困っているという立場の中で、私と水戸市農協の総会に行くときに町長よ、議長になったら誹謗中傷を書かれて大変だから、これを犯人探しを町と一緒にやりましょうと言ったときに、なぜ町の議長が相談しているのに、あなたはこういう答えなんですよ。いや、それは幾らも取れないから、迷惑料は取れないからやめたほうがいいです。

それだけで自分のやつが誹謗中傷にも確認されないやつを、なぜ顧問弁護士を使っているんですかというの。歴代議長が誹謗中傷を受けて困って相談をしているのにあなたは町の損失だと思わないで、自分のやつはしっかり公費で相談しておきながら内容証明を送りつけて、我々今までの議長に対してなぜ手を差し伸べないで、あなたは笑っていたんですか。俺からすれば笑っているようにしか見えないんだよ。幾らも慰謝料取れないからやめたほうがいいですよ。そういう町長ありますか。城里町の議会が笑われているのに、それ

で歴代議長が誹謗中傷を受けているのに、なぜあなたは相談したときに慰謝料が少ないからなんてそういう話になったんですか。

ちょっとそこら辺答弁してください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 小坪議員が当時議長だったとき、そのような相談を受けたということはなかったと記憶しております。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） なかったも何も、町の運転手を議会事務局の運転手を使って、あなたが割り込んで議長車に乗かって一緒に行かせてくださいよなんて言って、総会に行くときに古い車を乗って行って県会議員に笑われたでしょう。自動車研究所を背負っているんだからこういう古い車は乗らないで、自動車研究所に行ったら新しい車くれるでしょうなんてばかにされて、そのときにあなたに相談しているのになぜ自分だけが公費を使って歴代議長は泣いてきたんですよ。警察に相談したり。

本当にああいう落書きをやって職員らも書かれているし、それで全然手を差し伸べないでしょうあなた。それなのにだよ、何で自分のやつだけが誹謗中傷だなんて感じないやつを公費で使って金を払っているんですか。いい加減にしてくださいよ。家を建てて景気いいのはあなただけ。その陰には保育料が無料、給食費が無料、みんな子供を入れるために事前に無料にして、歴代の町長の中で2期目で家を建てられる人はあなたしかいないですよ。本当に公費の無駄遣いですよ。

以上言って、一般質問を終わりにしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 以上で、14番小坪 孝君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、8番河原井大介君の発言を一問一答方式により許可いたします。

8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 議席番号8番河原井大介君でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

先ほど、その前になんですが、先ほど小坪議員さんが顧問弁護士の話がされました。議員の中で内容証明を送られたというのは私であります。アツマーレの多額の資金、それから法的な根拠がないまま支出するお金についてはいささか問題があるという新聞折り込みのチラシを入れました。そういった中で内容証明を送って謝らなければ裁判にしてやるというような脅し、民主主義の原則の中で議会議員の政治活動における公平性を担保する上でも民主主義の言論の弾圧をする町長であるということは明白であります。プラス、自分のこと、先ほど言っていましたけれども、町の名誉が傷つくと言っていますけれども、

よっぽど今回抜け駆け接種、コロナワクチンの抜け駆け接種によってテレビでたくさん報道されたほうが城里町の名誉を棄損しているんじゃないですか。自治体の中で幾つか問題がある中においてそれを明確に発言する、その議会の言論弾圧を二度としないことを期待をしながら質問に入ります。

新型コロナワクチン接種の報道でございます。

これは5月の中旬から各テレビ、そして各報道、様々なところで大きな話題になったものでございます。まず最初にお聞きします。なぜ町長たち三役、副町長教育長は町民の皆さん、議会、役場職員に報告や公表せず、ひっそりと秘密裏に接種をしてしまったのでしょうか。まず三役にお聞きします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 先ほども似た質問がありましたが、茨城県内においても実際市長村長がコロナウイルスに感染して2週間程度出勤できないという事態が発生しておりますが、市町村長が2週間程度業務を離れるということになれば、例えばこの6月議会も出席できなくなりますし、万が一濃厚接触者ということで副市町村長なども出勤できなくなるといって多大なる業務に影響を与えます。

そういうことで危機管理上私が接種したということは必要なことであったというふうに今でも思っております。ただ、その過程でしっかりと受けましたということを公表しなかったということで問題が大きくなったことについては深く反省をしているところです。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） 8番河原井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まずもって今回のコロナワクチン接種について、報道となるような事態を招いたことに町民の皆さんに謝罪をしたいと考えております。誠に申し訳ありませんでした。

私は接種を行うに当たり、接種をとという連絡があったものですから、キャンセルがあった場合の追加者として接種をいたしました。今後いろいろな業務に対して慎重に対応してまいりたいと考えております。また、接種につきまして医療従事者、高齢者、基礎疾患のある方を優先接種へと配慮した対応をすべきだったと深く反省しているところです。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 8番河原井議員のご質問にお答えしたいと思います。

私、先ほど三村議員のご質問の中でも述べましたけれども、私の勉強不足、認識不足はあったと思います。医療従事者のみというような厳格なそういう決まりだったとは正直、キャンセルがあるんだけれども、キャンセルという言葉が出た部分もあるし、私も教育長

という立場ですので、やはりそういう立場の上で感染等を防止する意味でキャンセルだから打たせてもらえたのかなど、そういう解釈をしてしまいました。

先ほど副町長からもありましたけれども、私もこのことの重大さというか、そういうことをこれだけの騒ぎになったということについては、町民の皆さんにも議員の皆さんにも謝罪したいと思います。

ちなみに、水戸教育事務所、5月28日、県の教育委員会のほうにお騒がせしたことについてお詫びを申し上げに行ってまいりました。また、いろいろな会合の当初、やはりお騒がせして申し訳ありませんでしたということでも謝罪から入るようにはしております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） なぜひっそりと秘密裏に黙ってワクチンを接種、公表せずにしていたんですかということなんです。これ担当課長にお聞きしますが、これどなたが公表せずにワクチン接種を打とうと決定したのは誰ですか。

○議長（関 誠一郎君） 保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 河原井議員のご質問にお答えいたします。

特にひっそりと黙ってやろうというようなお話は内部ではありませんでした。かといって、これは必ず公表しなくてはならない、今思えば公表しなくてはならなかったんですよけれどもやはり、そのような認識が甘かったというのも事実でございます。

以上です。

○8番（河原井大介君） ワクチン接種を決めたのは誰ですか。

○健康保険課長（飯村正則君） 最終的に決めたのは町長です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 結局ワクチン接種を受けると言ったのは町長なんです。先ほど三村議員さんからもありましたけれども、全国民はテレビ報道等も含めて、当日急遽キャンセルされた12人分のワクチンを打ったということなんです。当日12人分のキャンセルされたワクチンは存在していないということも、21日議会の全員協議会以降の記事、アエラという週刊誌だったり日刊ゲンダイだったり週刊FRIDAY等々のマスコミ報道にありました。これは日刊ゲンダイの内容で見ると課長に確認が取れていますし、あとは週刊FRIDAYのほうだと副町長のスケジュールが事前から管理されていたということが分かっています。先ほど三村議員がおっしゃったときにそんなことは言っていないと言っているんですが、もう一度ちょっと確認いたしますが、言っていないんですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ホームページにも私、当日記者会見で述べたペーパーがそのまま掲載されていると思います。掲載されている、当日記者会見で私が読み上げた原稿をもう一回読み上げますと……

○8番（河原井大介君） あ、結構です。

○町長（上遠野 修君） 私自身については、集団接種事業を行う責任者ですので、安全なワクチン接種を円滑に行うため、早期に接種を行うべきと考えておりました……

○議長（関 誠一郎君） 町長、読まなくていいですよ。

○町長（上遠野 修君） 集団接種事業を行う健康保険課の職員を優先させました。医療関係者の中でキャンセルが12名分発生し……

〔「止めるよ、止めるよ」と呼ぶ者あり〕

〔「議長が言ったこと聞けちゃんと」と呼ぶ者あり〕

〔「聞いてねえよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（上遠野 修君） このキャンセル分について廃棄するか返却するかの判断が求められたため、廃棄を避けるため、私を含めて職員が接種しましたというふうに、これホームページに載っている原稿そのまま私は読んでいますし……

〔「議長、止めなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（上遠野 修君） そのとおりに記者会見でも言っていますので、そのことについてはもう一度申し上げておきます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） そうですよ、なるほど。それは11時30分での内容なんです。8時に報道された内容は、当日2人分の急遽キャンセルがあった、そしてNスタだったり様々な報道機関においては当日12人分のキャンセルが急遽出ていた、だからこそ副町長のスケジュールを管理したりインタビューがあったり、そして教育長のインタビューが入っている、報道をされているんです。

事実としては、何をどう言おうが9時ぐらいから記者会見をした段取りの中でもう既にキャンセル分だと言っていた、それがもう事実であり、全国民にとってはテレビ全国報道によって当日体調不良により急遽キャンセルが12名分出たということが全国民の共通認識なんです。共通認識。おかしいと思うんだったらば、その日の夜にもう一度記者会見でも開きそこは是正しますと言っていけばよかったですけれども実際はそうじゃないんです。なぜなら、世論の雰囲気は取りあえず首長だから受けたらいいんじゃないのという雰囲気があった。つまり、キャンセル分の破棄がもったいないから仕方がないから打ったんだよというところをやや認められてきているから、ああよかった、このままいこうという設定

になるわけです。それが町長の思惑なわけです。

それはどういうことかと言うと、結局のところいずれにしてもこの問題というのは、最初に戻ります。報道の前に戻ります。4月28日の段階で自分たちが事前に知りえた内部の限られた情報で三役、町長、副町長、教育長のスケジュールを管理していて、予定どおり三役がワクチンを接種した、公表せずに、議会にも言わずに、特定の一部の人たち。そのことが発覚したからみんなびっくりしたんです。どないなっとんねんと。様々な方々も、以前加藤木議員もおっしゃいましたけれども関西のほうからも様々なお声があった。

だから結局、町長という立場の人間が、三役もそうですよ。リーダーを張っているという人たちが町民よりも先に公表もせずに打って、黙って打ったということが日刊ゲンダイやFRIDAYや様々な新聞報道で、ずるじゃないですか、抜け駆け接種じゃないですか、先行接種は許されるんですかという議論を巻き起こしたんです。それで、当然前回の全員協議会21日の段階で町長は医療従事者ではありませんと前言を撤回しています。医療従事者じゃないんだったら医療従事者枠で受けられるわけじゃないじゃないですか。キャラクター設定を一定にしなければいけないから、茨城新聞の報道にもありましたが、姿勢が一貫していないことが問題だと。まず1点です。

ここで、そういった話を踏まえた上で、副町長、教育長にお伺いしますが、今回の件でテレビ報道等も含めて非常に後ろめたさがあったし、申し訳なかったし、すみませんでしたということなんですが、お二人は自らの進退についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） 8番河原井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

接種をして、先に接種を行った者として町民の皆さんが接種をされますよう接種事業推進実施のために協力していくことが私の任務かと考えております。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 河原井議員のご質問にお答えいたします。

今の辞職ということは現在の段階では考えておりません。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） なるほど。副町長は、自らの職をこれから全うして数年間頑張っていきたい。具体的に何をするかというとコロナワクチン接種なんですか。例えば、それ以外に何か具体的に何が目的に、副町長でいるときに何を目的に行政活動や行動をしていこうというふうに改めて思っていますか。教育長もお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） コロナ接種事業のほかにどういった事業への取組かということかと思えます。具体的な何、どういう事業ということではなくて、町全体のこれからの人口の少子化、高齢化、高齢少子化に向けての対応について、できれば多少なりとも尽力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 河原井議員のご質問にお答えいたします。

本町の町内小・中学校の児童から感染者を出さないということ、もし陽性者、感染者が出て最最小限に食い止めるということです。このコロナの大きなコロナ禍を広げないということ、本町からそういう児童・生徒を出さない、また広げない、そういうことが現在のところの一番に任務と思っております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） お二方から抱負というか、これから残っていくので頑張るって仕事をしたいというお話なんです、副町長、もう以前からそんなの当たり前で、行動、活動の方向というのは少子・高齢化の荒波にどう立ち向かうなんていうのは当然にやっているはずですよ。それ以上、今までなかなかできていないというところもあるんですが、その前にまず危機管理の、今回の面も含めてなんですけれども、副町長として町長がそういう行動を取ったときにどうするべきかというのを、一度やはり考えられるような方であってほしいというのがまず1点。今後目的、活動ということなんです、教育長もそうなんですけれども、コロナを出さないことが目的だということですが、例えばもっと教育的なものとか、英語教育とか英語の先生ですから、そういったものに含めて何か特別なというものがあるということ、今回のワクチンを先行接種したということに踏まえた上で、反省している上において何ができるのか、もう少し議論を本当は検討していただくほうがよろしいのかなと思っております、今のところは取りあえず続けていくと頑張っていきますというところなんだろうと思っております。それ以上、言及はしません。

今回のワクチンの接種の問題というのは、大体ここで総括というかまとめていければいいと思わなければいけないんですけれども、これ、今回抜け駆け接種ワクチンの問題だということで大きな問題になってしまったというのは、まず一つ目には公表せずに誰にも分からないうちに、秘密裏に三役が新型コロナワクチンを接種していたことが発覚したこと、これがまず1点目です。

2点目なんですけれども、三役がワクチンを先行接種したことが発覚するとマスコミの記者会見を開きました。そうしますと町長が医療従事者の一員であると発言してテレビを見ていた多くの国民に疑問、疑念を抱かせることとなりました。もちろんコメンテーター

も含め、そしてもちろん厚生労働省も首長たちを医療従事者としては想定していないということまで発展していくわけでございます。その中であたかも自分が、町長が記者会見をしましたけれども、医療従事者の一員であるかのような理由を挙げて、皆さん分かっていますけれども、でたらめな言い訳だったわけです。言ってその場しのぎの言い訳で自らの保身を図っていたことが格好悪いという批判、これ2点目です。

3点目、マスコミの報道でもあったように、記者会見で発言した当日急遽キャンセルが出た12人分のワクチンの廃棄を避けるためとの発言だったのに、実際には約1週間くらい前から、正確には3月1日くらいからなんでしょうけれども、事前に三役たちのスケジュールを管理し、誰にも言わず、公表せず、議会にも黙って、4月28日当日に予定どおり段取りどおり接種をしたことが判明した。記者会見の当日急遽キャンセル分の破棄はもったいないという報道及びその発言は結局のところ真っ赤なうそになってしまった。つまり、テレビの全国放送でうそを言ってしまったということ。結論から言うとこの3点が大きな問題になっているわけです。

今回、城里町が全国的に有名になった3つの理由でもございます。

なぜ自分の保身のために言い訳やでたらめなことを言って、先ほど弁護士のお話もありましたけれども、自分の身は守るけれどもほかの人の身は守ってあげたくないという町長の政治姿勢、非常に独裁的で非常に危険です。

なぜ本当のことを最初から言わなかったのか。なぜだまそうとするのか。これがシンプルに多くの国民の皆さんが21日以降、全協以降で様々なマスコミ報道もあった中で、そして今日現在三村議員も小坪議員も質問されたように、なぜ人をだまそうとするのか。ここにつながっていくんです。

この役所にはいろいろ先ほど来質問をしていて答弁各課でできないというんですが、町長の様々な行為が、先ほど小坪議員からもありましたけれども、こういった町長に諫言をする者、町長をいさめる者、これまづいですよと言える方はいないのでしょうか。あまりいないのでしょうかね。町長が指示をすれば保険課長は内部情報も記者に配る。弁護士の問題もそうでしたし、様々な問題もそうですが、いずれにしてもこの役所には町長に諫言をする、マネジメントができる副町長さんはいないのでしょうか。教育長さんはいないのでしょうか。なぜ自分の子供のような年齢の町長にはっきり物事を言えないのでしょうか。

日刊ゲンダイの記事にもありましたけれども、城里町は大変有名な町になりました。そして町長もテレビの全国放送で自分の知名度が上がったことを大変喜んでおられるようですが、なんと恥ずかしいことなのか。これが城里町の町長。

以上、次の質問に移ります。財政状況についてです。

まず、この財政状況についてなんですが、先ほど小坪先生からも様々な、ありましたけれども、具体的にお聞きしますが、一般会計、それから特別会計について今回ちょっと言及させていただくわけなんですけれども、よく分かっているがよく分からないような一般会

計、行政用語なので一般会計はどういうものですか。特別会計はどういうものですか。財務課長、分かりやすく教えていただけると幸いです。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

〔財務課長舩橋行子君登壇〕

○財務課長（舩橋行子君） 3番議員、河原井大介議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、一般会計につきましてですが、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計でありまして、特別会計で計上される以外の全ての経理を一般会計で処理されなければならないとされております。行財政運営につきまして、常に住民の意見を反映させ、よりよいものとしていくために必要不可欠な住民やその意見を代表する立場にある議会の議員各位に対しまして、行財政運営の内容をできるだけ統一的に把握できるよう、全体的で網羅的な予算を編成するものでございます。

また、特別会計につきましてですが、地方公共団体の質量とも膨大な歳入歳出を一本の予算に盛り込むことはその内容が複雑となって分かりにくく、かえって予算執行上障害となるということから特定の事業を行う特別な場合などこれを特別会計として一般会計から分離して独立した予算をつくることが認められております。これが特別会計でございます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ちょっと分かりづらいんですね。分かりづらいです。一般会計、基本的に使う道が決まっていなくて、みんなでお金を使って行って、みんなで幸せになろう、その総体的な金額。そして、特別会計は企業会計も含めたところで介護保険料、これは国のシステムでありますけれども、上下水道も、それから農業集落排水等々、国民健康保険等もそうです。病院、診療所、そういったものも別枠で別会計として分かりやすく管理しますよということによろしいでしょうか。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長。

〔財務課長舩橋行子君登壇〕

○財務課長（舩橋行子君） 河原井議員さんの引き続きのご質問ですが、分かりやすくそのとおりでございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ありがとうございます。そういうことを前提にして話を続けます。

そうしますと、ちょっと特別会計のほうのお話を振っていきたいと思うんですが、まず介護保険料というもの、おじいちゃんおばあちゃんたちが安心して介護を受けられる、そ

ういった国の制度システムでございます。これは2000年ほどから始まって7期が終了し、そして第8期という向こう3年の目標が掲げられたのが前回の3月議会でありました。その中で今回の第8期高齢者福祉計画及び第8期介護計画保険事業計画が6月定例議会の報告の中に出てきている、この黄色い冊子でございます。

実際3月末現在で私が聞いたところによると48万円しか準備基金がない、貯金がないということなんです。そういった状況の中で前回はこの8期のスタートの段階で貯金というか準備金が48万ぐらいしかない、50万以下なんです。48万ぐらいしかない。それで、実際にこの第7期のところ、この前の段階のスタート時では1億5,000万ぐらい、五、六千万ほど貯金、準備金があったと。今後これ長寿応援課長にお聞きするんですが、実際的なこの貯金の金額やこの見通しというのはどのようにシミュレーション、予測できるでしょうか。お答えください。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長稲川弘美君。

〔長寿応援課長稲川弘美君登壇〕

○長寿応援課長（稲川弘美君） 8番河原井議員さんの質問にお答えいたします。

令和2年度3月の補正予算において基金繰入金の補正をいたしまして、3月末現在の基金の残額といたしますのは、先ほど河原井議員がおっしゃったように48万円、数万円となっております。

今度第8期が始まりまして、令和2年度の決算はこれから決算審査とか認定させていただくところなんです、幾らか余剰金が出るような形となっておりますのでそちらのほうは精査しまして、また基金のほうに積立てをさせていただきたいと思っております。今回介護保険料のほうも金額が少し上がりましたので、その差額のほうも今年度終了時に、もし多く余剰金が出るようでしたら基金のほうに積み入れて、財政のほうに入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ありがとうございます。

48万しかないんだけど、これからいろいろ計算してみると、もうちょっと基金に貯金に回せるかもしれない。ただその方向性の中でも今後の見通しとして毎年補正を組みます。一般会計からお金を入れるという方向にもなります。高齢化率はますます上がっていきますし、どんどんこの介護保険の金額自体も妥当な金額かどうかも含めて、これからちょっと議論をしていきたいというふうに思いますけれども、取りあえず今の段階で実際に状況、そして今後は上手く調整していきたいという旨のお話でありました。

ここで特に私のほうで気になっている水道会計、企業会計のほうにちょっと話を移させていただきます。

以前からお話をさせていただきますが、今年のつい先月のゴールデンウィークにも2日連続で青山増圧場のところの機械が止まってしまった、もしくは水がなくなってしまったことによって小一時間にわたる断水があったということがありました。これは町の予算のほうでも増設場を新設するというので話が決まっておりますので急いで進めていただければというふうに思いますけれども、その中でやはり根本的な問題として財政の今回はお話ですから、当然お金の話になっていきます。インフラ整備、このライフラインの確保、生活のライフラインの担保をする、この上で水道事業会計というのは一般会計からお金を入れて繰入れをして水道会計は黒字経営としています。このことを抑えなければまずいけません。皆さんの水道からいただいた金額では水道事業は維持できないから、町民からいただいたお金だけでは維持できないから一般会計からお金を入れることによって黒字経営にしているということでございます。

もちろん水道事業は公共事業としてやっているわけですから、当然なければならない、水は大切なものです。ですから、こういうことにおいてこの水道事業が今後も必要であることは当たり前の話なんですけれども、そうなりますと今後の将来に財政運営、もしくは財政の負担を念頭において確認していかなければなりません。

石塚・那珂西地区に給水している石塚浄水場、これは昭和40年代に建設されまして約50年が経過しています。老朽化が進んでいます。令和元年度から耐震診断が行われているようでして、その耐震診断そのものは問題ないというふうに聞いております。しかし、この浄水場を新設する見込み、つまりどういうことかという、老朽化をして電気系統がやや問題があるんじゃないか、いつ壊れてもおかしくないんじゃないかというときに、新しく浄水場を新設する見込みがあるのかどうか。これは以前、議会で直しながらだましまし使って行って石塚浄水場を長寿命化していきたいという答弁はいただいているんですが、その新設をする際の予算が大体約40億円ぐらい必要じゃないかというふうに言われているようです。改修、修繕ということでいくのであれば、年次計画で行っていくのか、またその予算額、そこをちょっと明確に分かる範囲で水道課長、教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 水道課長阿久津恵三君。

〔水道課長阿久津恵三君登壇〕

○水道課長（阿久津恵三君） 8番河原井議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

石塚浄水場の過去10年間におきまして施設の修繕、改修費用でございますけれども、10年間の合計で修繕費が1億2,440万6,525円、改修費が2億935万円となっております。合わせまして33億円余り（※最終日訂正有り）となっております。年平均にしますと毎年3,300万円ほどの維持管理費が必要となっております。今後も水道施設、石塚浄水場につきましてはメンテナンスを計画的に修繕を行いながら施設を維持しながら、安心安全な水道水を供給してまいりたいと考えております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） いずれにしても修繕費用がかかっている、それがはっきり言うと、いつ壊れるか分からないし、直すという方向性も多額のお金がかかるので考え中ですということのニュアンスだというふうに感じています。

そうした中でいずれにしても老朽化した水道管の更新工事、これが毎年約2億円ほどの予算で事業を行っているというふうにお聞きをしています。今後の計画はどのようになっているのでしょうか。あと延長、何キロくらいこの延長、長さがあって、それがメーターどのくらいで、どのくらいのお金がかかっていくものだというふうに計算されているか、ちょっと分かる範囲で教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 水道課長阿久津恵三君。

〔水道課長阿久津恵三君登壇〕

○水道課長（阿久津恵三君） 引き続き、8番河原井議員のご質問にお答えいたします。

老朽管の更新事業費でございますけれども、現在町全体で老朽管の延長が耐用年数40年を越えた水道管が6万メーター余りございます。町でも平成30年より老朽管の更新工事に着手しております。過去3年間の更新延長は3,900メートルを行っております。今年度老朽管更新計画を策定しまして計画的に更新事業を進めてまいりたいと考えております。平成30年から令和2年の事業費の実績でございますけれども、2億577万5,000円となっております。延長が3,900メーターを更新しております。1メーターあたりの布設費用でございますけれども、約5万5,000円ほどとなっております。今後も毎年老朽管の延長が増え続けることが懸念されております。埋設されている管種等を把握しながら、更新時期を見極めながら計画書に反映させていただきたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 6万キロメーター、いわゆる60キロぐらいの延長距離があって、それをまだほんの3キロとか、よく分かりませんが、そんなに長くない距離ですよ。まだまだ時間がかかり、まだまだお金がかかるということになるのですが、この予算というのは総額どのぐらいのイメージを持っていますか。

○議長（関 誠一郎君） 水道課長阿久津恵三君。

〔水道課長阿久津恵三君登壇〕

○水道課長（阿久津恵三君） 8番河原井議員のご質問にお答えします。

この6万メーターを、先ほどメーター当たり5万5,000円と、これを3年間にわたっての平均を出したものでございますけれども、単純に今回の6万メーターを計算しませば33億円程度となります。それを10年間で、1年間に換算しますと3億3,000万円ほどでやっていかなければならないことになっております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 水道の60キロの更新工事をするだけで33億円かかると、なるほどそういうことですね。多額の税金が必要になるということになるわけです。それで、そう考えるときに、ちょっと話を続けていきますけれども、今後の将来の町の水道事業を考えるときに、小松浄水場から給水することも検討しているというふうにも、検討していますよ、あくまでも、聞いていますが、予算的には約35億円ぐらいを想定しているという話もあります。現況においてライフライン整備とインフラ整備、この城里町も注力しなければいけない決断の時期が迫っているというふうに思います。先ほど言ったように、石塚浄水場を直すにしても40億、逆に小松の浄水場から水を引っ張ろうというふうに考えたその工事全体でも35億、今60キロの老朽管を変えるだけでも33億、ここで整備に関して町の財政運営と状況をどのように財務課は考えていますか。財務課長、お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

〔財務課長舩橋行子君登壇〕

○財務課長（舩橋行子君） 8番河原井議員さんのご質問に回答させていただきます。

上下水道につきましては、経営戦略を策定し、経営基盤の強化を進めておりまして、引き続き経営の効率化に取り組むとともに、財務課としましても支援を行いながら特別会計の繰出金の抑制を図ってまいりたいと存じます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 財務課長、そもそも今までこういったお話というのは水道課と、ほかの課もそうですね。じゃ一般会計から繰入れをする介護保険も補正もそうなんです、今まで財務課としてお金の運営上、いろいろ各課と密に横の連携を取っていただけますでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

〔財務課長舩橋行子君登壇〕

○財務課長（舩橋行子君） 引き続き河原井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

やはり予算編成時に各課との協議の上、予算を編成してまいりますので、その際に協議をさせていただいております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 私は思うんですけれども、財務課長としてのお仕事はもちろんそのお金の金額的なペーパー上、様々なやり取りなんだというふうにはメインはあったと思うんですけれども、それ以上に各課の現場も含めてどういう内容が必要なのか、どういうものが必要なのかという密に連絡を取りながら、報告、連絡、相談をしながらやってい

かなければ、本当に必要な予算、必要なお金が見えてこないんじゃないかと思っています。財務課でも予算を編成する上で、前回の議会でも質問しましたがけれども、特定財源を使ってとか有利な起債を、これは合併特例債のことですけれども、そういうことを使いながらお金の都合をつけていきたいというんですけれども、その査定をする上でどうして査定をするんでしょう。それは予算編成時にお金がたくさんあれば査定なんかする必要ないです。全部お金つけばいいんですけれども、ないわけです。

だから、どれもこれもというわけでもなく、選択と集中が今求められていて計画的にやるというふうなお話なんですけど、もう少し財務課としてももっと2階にいるだけじゃなくて1階にも足を運びながら、現場の声とかどういうふうに行っているのかというその思いも受け止めなければいけないというふうに今回様々お話を聞くところあります。もう少しきちっとお話を聞かれながら予算編成に当たってもしっかりとした予算づけをすることも必要なかなというふうに思っています。

この話を後ほどまたお話ししますけれども、時間もないので次に移りますけれども、いずれにしてもライフライン、このインフラ整備というものは必要不可欠なもので、毎年毎年、老朽化しているものについては直さなければならない、そういった中で先ほどもそうなんですけれども、小坪議員が質問された内容で全員協議会のときも質問されていましたが、5月31日出納閉鎖されて起債の残高を教えてくださいというふうに、先週の議会でもお話しされていました。議員は5月末の残高を聞いているんです、財務課長。なのですが、そのとき3月31日までの借金残高を答えています。それで、一般会計及び特別会計は5月31日出納閉鎖までに借入れが済んでいます。つまり出納の整理期間中に借入れが済んでいる、令和元年度の決算書の金額に、昨年度の決算書の金額に借入金額と借金額をプラスすればよいだけの話なんですけれども、なぜ答弁を拒否して教えないのか、もしかして財務課では計算をしていないんでしょうか。その数字を教えてくださいませんか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

〔財務課長舩橋行子君登壇〕

○財務課長（舩橋行子君） 引き続き河原井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

前に小坪議員さんからご質問があった際には、公表された確実な数字というようにことで5月末の数字は確実な数字とは申し上げられませんでしたので、公表しております財政諸表で公表させていただきました3月31日現在の地方債の現在高のほうを申し上げさせていただきました。仮に、5月31日までの予定でございますけれども、一応こちらでまとめております範囲でございますけれども、一般会計でございますと111億円、特別会計ですと約220億円ということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 分かりました。取りあえず分かりました。

ちょっと気になったんですけれども、公表できる数字とか、あと5月31日以降にお金の出入りがあるということなのかなと思ったんですけれども、出納閉鎖というのは5月31日5時15分、16分をもってして、その数字というものは9月議会の決算の議会に出されるその数字とイコールであるというふうに認識しているんですが、つまりお金の出入りなんていうのは5月31日の5時15分以降あるわけがないんです。だから出納閉鎖という言葉なんです。その公表されていない数字というのは、公表されているに決まっているんです、今や。公表しても大丈夫なんです。決まっているから。その数字を約ということなんです、分かりました。

約、その数字については話を聞きますけれども、この公債費の現在高というのはこの元金分のみの数字なのでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

〔財務課長舩橋行子君登壇〕

○財務課長（舩橋行子君） 今現在の金額でございますと、元金と合わさった金額でございます。利子が入っておりませんで、元金と起債額が入った数字でございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ちなみに、元金分と利息分というのは分かりますか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

〔財務課長舩橋行子君登壇〕

○財務課長（舩橋行子君） 引き続き河原井議員さんのご質問にお答えさせていただきますが、利子分を含めたものにつきましては調整されておりませんで、申し訳ありませんが、後ほど適正な数字でご報告させていただきたいと存じます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 公債費の現在高というのはその元金のみで、元金分と利息の分を含めた金額は地方債の残額ということによろしいんですか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

〔財務課長舩橋行子君登壇〕

○財務課長（舩橋行子君） さようでございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 町の基金、いわゆる貯金についても同じことなんですけれども、前年度の決算書の数字に繰入金額と利息分を入れれば決算認定を待たなくても数字や貯金額が出るのではないのでしょうか。その町の基金、貯金、この間質問されていましたけれど

も、その数字についてお答えください。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

〔財務課長舩橋行子君登壇〕

○財務課長（舩橋行子君） すみません。やはり公表された数字ということで、基金につきましては先ほど申し上げましたその111億円と220億円ということでございまして、また基金につきましてでございますけれども、基金につきましても公表されている数字ということで51億4,297万5,000円となっております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ちなみに一般会計に繰入れるのに7億円を財調から繰入れていますよね。51億ではないんですよ。まあ、いいです。

一般会計予算にこの繰越事業についてお伺いします。

令和2年度から令和3年度、先ほどある意味事故繰越のような形で小坪議員も質問されていまして、かつら道の駅。その繰越事業についてお聞きしますけれども、事故繰越が2億1,509万8,000円、財源内訳として地方債、合併特例債1,020万円と緊急対策の緊急防災減災事業債、それが1億8,690万、一般財源が309万、事業費が11億4,541万3,000円とあります。財源は、地方債7億3,440万、国庫支出金1億8,687万円、一般財源2億1,699万3,000円、その他財源として700万円で、繰越事業を合わせて総額13億6,051万1,000円、約14億円近くあります。これに今年度の当初予算101億9,000万、約102億円と今定例会に上程された補正予算3,717万5,000円を合わせた総額が115億8,768万6,000円、つまり、今年も城里町の一般会計予算、約120億円の予算が組んであるということです。

繰越明許費の内容で令和3年度で工事等が完了する事業、例えば放課後児童クラブ整備事業だったり、ごみ処理施設解体事業などがありますが、土木費の道路改良工事は12事業あり、そのうち9事業が令和3年度当初予算に計上されています。当初予算の編成時には工事の進捗状況等は確認はしていますか、していませんか。財務課長、お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

〔財務課長舩橋行子君登壇〕

○財務課長（舩橋行子君） 引き続き、河原井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

工事等進捗状況につきましては、その都度進捗状況のほうを年に何回か分けて調査、調べておりまして、予算査定の時期にもそういったことも加味して査定をさせていただいております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） そうしますと、事業の財源の多くを、どこからお金を引っ張る

のかというところ、地方債、合併特例債が見込まれているのであろうというふうに思います。改良事業ですので、そういった事業は用地費、補償費、そしてもちろん工事費がかかります。事業内容によっては何年も多年度に継続事業になるものもあると思います。

そこで、合併特例債、よく合併特例債が有利な借金の仕方だということでもどんどん借りるというふうにおっしゃいます。道路の整備事業というものも同時に繰越しの中で予算として使っていくわけです。この合併特例債なんですけれども、道路の整備事業にはあとどのくらい使えるか、財務課長、分かりますか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

〔財務課長舩橋行子君登壇〕

○財務課長（舩橋行子君） 引き続き河原井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

道路全てではございませんけれども、合併特例債事業につきましては令和2年度末で13億5,760万円、令和3年度予算額で仮に7億1,030万円を使うとしますと、残額は20億1,280万ということになってございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 令和3年度の当初予算においては7億1,030万円、昨年が13億と言ったんですかね。でいいんですかね。13億円使っている。この改良工事が完了しないうちというのは合併特例債というのは終了はしないのでしょうか。また、そのもう一度確認したいんですが、合併特例債が使えない場合に変わりの財源というのはあるんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

〔財務課長舩橋行子君登壇〕

○財務課長（舩橋行子君） この合併特例債は、令和11年度まで借りられることができます。それで、道路改良というところによっても過疎債が借りられるとか、そのほかにも起債がございまして、より有利な起債ということで交付税措置率の多い起債ということも充てていきたいというふうに考えてございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 有利なそれ以外の財源とは、それはどういうものですか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

〔財務課長舩橋行子君登壇〕

○財務課長（舩橋行子君） 引き続き河原井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

公共施設管理計画というものがございましてけれども、この計画に沿って将来の更新費用

を算定しまして更新が増加、集中する時期を見通しまして、公平な投資的経費の負担を回ってまいる計画がございます。そういった計画に盛り込むことで公共施設整備基金というような、その事業債もございますので、そういったものも活用できればと考えております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 先ほど令和11年度までこの合併特例債という制度があるというお話なんですけれども、実際にはあと7年とかぐらいなんですかね、この借入れする数字が。ということでよろしいですよ。で、借入れできる金額、限度額というのがちょっと幾らなのかももう一度確認させてください。あと何年くらい借入れできるのか。すみません、これ議事録に残したいのでお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

〔財務課長舩橋行子君登壇〕

○財務課長（舩橋行子君） これは、令和3年度の予定額を7億1,030万円使ったと仮定しまして、残額が20億1,280万円ということでございます。

限度額は、当初限度額は96億5,800万円でございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 分かりました。そういうことでしたということで、金額のほうに分かってまいりました。

そうしますと、今後町のほうで、これは町長でも結構なんですけど、合併特例債を使うつもりである事業はどのようなものを予定していますか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 主たるものとしましては、ほかの起債が効かない道路事業が主なものとなっております。あるいは、これまではコミセンのエアコン修繕なども合併特例債を充てていましたが、今後は長寿命化計画を立てましたので長寿命化に関わる別の起債が充てられるので、そういった起債を充てたりして合併特例債一本やりで財政運営をするのではなくて、事業によって有利な起債を選んでいくようにしていきたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 合併特例債もそうなんですけど、以前から前回の議会でも度々お話をさせていただいておりますが、地方交付税というものを利用してというか頼ってというか、そういう中で運営をしていくということでもあります。

時間もありませんのでお話を進めていきたいと思いますが、例えば中期的、5年後の町

の財政がとても気になっています。現在環境センター、七会保育所、町営団地とか町営住宅とか放課後児童クラブ、道の駅かつら等の箱物の建設事業が行われている、もしくは行われようとしている。先ほど事業の中身についてあまり触れていなかったんですけども、今後修繕等が予想される既存の公共施設、開発公社、ホロルの湯もそうです。各行政の庁舎、学校、図書館、サッカー練習場、アツマーレの天然芝の張り替え等々、細かいことを言うと毎年多額の税金が投入されております。

今後どのようなものに維持管理費がかかり、また毎年どの程度の維持管理費、経常的経費というのが見込まれるのか。これはシミュレーションとして必要だと思いますが、財務課ではもちろんシミュレーションはしていますよね。もしくはこの数字、毎年どの程度の維持管理費、経常的経費が見込まれるのか。その数字を端的にお答えいただければと思います。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

〔財務課長舩橋行子君登壇〕

○財務課長（舩橋行子君） 経常経費等の資料につきまして、ちょっと持ち合わせてございませんので、そちらのほうは後ほどということで、将来の見通しということで合併まちづくり計画の財政状況で令和11年度までの予算の見通しをお示ししておりますけれども、一般廃棄物処理建設事業を中心としました大規模工事が終了するとともに予算規模が縮小されまして令和11年度には88億7,000万円の予算を想定してございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 分かりました。具体的な数字は後ほど出していただけるということだと思いますので、お願いします。

こういった中で、次に特別会計への一般会計からの繰出金でございます。今年度は国民健康保険分1億9,764万2,000円、国保診療所分として9,179万7,000円、後期高齢者特別会計で7,314万9,000円、介護保険分3億7,701万4,000円、水道事業1億5,815万6,000円、農業集落排水事業2億4,998万円、公共下水道事業5億6,457万2,000円、総額17億1,231万円にも上ります。

公債費、つまり過去の借金の返済いわゆるローンの返済額でございますけれども8億6,162万1,000円、それに人件費、これ約ですが人件費として17億円、維持管理費の経常経費を合わせただけで、維持管理費等々そういった経常の経費として足しただけで、合わせただけで総額約50億円です。50億円になります。ちなみに基礎的な町の歳入、収入、町税は20億円、地方交付税は40億円、城里町だとこれが町の財政状況です。町税20億に対し国からの仕送りとも言うべき地方交付税交付金それが40億、で、足して60億。これが基本の財政規模というふうに前回のお話でもさせていただきましたが、いずれにしてもよく町長コラムでもほかの自治体の借金の数字をよくあげつらっていましたけれども、このとき町

税が1に対して城里町は交付金、要は仕送りが2なんです。でも、水戸市なんかも含めて見ると、それ反対です。税収が2であって、交付税が1。最低でもこういった数字に持ち込んでいかなければいけない。なので様々な施策を打つべきですよと、前回もお話をさせていただいています。

それで、ここでちょっと話をまとめていきます。すみません、時間もあれです。

結論から言います。私は、今のままこのままの町の財政運営の状況、やり方では中期的5年ほどで深刻な財政危機を招くと考えています。先ほど来申し上げておりますけれども、もう一度言いますけれども、5年ほどで財政的に厳しい事態になることが予測される。あと5年ぐらいで。この町はとにかく裕福な町ではない。あと5年ほどで厳しい状況がきますよとここで明言します。

幾つかの理由があります。先ほど来質問を重ねながら確認してまいりましたけれども、城里町はあまりにも国からの仕送りとも言うべき地方交付税交付金に依存、頼りすぎています。町税は約20億円、国からの交付税は約40億円、あまりにも自主財源の財政力、パワーが、力が乏しい。これはもう明白なんです。さらに、自主財源となる町税額が上向いていく、伸びていくだろうという予兆も、手立て、つまり行政の政策的なものも特になんてありません。城里町の人口が今後減少し、かつ高齢化率も伸びていくいわゆる少子・高齢化に直面する城里町の将来予測には大変厳しいものがあります。

それは第8期の先ほどもお話ししましたけれども、この介護保険の高齢者の福祉計画及びのものに数字もありますが、圧倒的に人口が減っていきます。40%高齢化率が上がるだけではなく、もう20年後なんかにしても1万2,000人に減っていきます。いかに現役世代がいなくなるかということも予測されている前提で、大変厳しいものがあります。社会保障費、医療費、介護費等々、道路の整備や維持管理費、さらには上下水道の整備、更新、維持などのライフライン、インフラ整備等も、これから先まだまだ必要になることは先ほどの質問でも皆さんお分かりかと思えます。

また、町の基金、いわゆる貯金に関して現町長が実質的に城里町の予算編成を始めた平成27年度からの財政調整基金額が約34億円ありましたが、今年3月末現在で15億円となっています。町の財政調整基金はマイナス、平成27年から今年の3月末までの数字でマイナス19億円もの減です。約20億円も貯金が減っています。

そのような中、先ほどの繰り返しになりますけれども、城里町の今年度の当初予算は繰越明許費、明許繰越額、つまり1年間では完成を見ない多年度にまたがる様々な事業、そのような多額の税金を必要とする事業が数多く予算上に存在することも城里町の予算の特徴の一つです。さらに、その金額が約11億5,000万円にもなります。さらに事故繰越が2億2,000万円ですから、繰越事業が合わせて総額13億6,000万円に上るわけです。

今年令和3年度の一般会計当初予算額は約102億円となっていますけれども、今回の補正金額と今後の補正予算で必要になるでしょうと、お金をどんどん一般会計から繰り出し

て介護保険も何とかしなければいけないでしょう等々、そういうものを推計すれば、恐らく実際には今年も約120億円ほどの予算規模となることが予想されています。

さらに、この予算のうち経常的経費なもの、つまりどうしても行政を毎年1年間円滑に運営するために必要な経費、お金、具体的に言いますけれども、役場公務員等々職員さんの人件費や扶助費、公債費などを見たときには昨今の町の財政運営上、毎年先ほども言いましたが約50億円ものお金が経常的に常に必要となっています。町税20億で地方交付税40億で60億という数字が基本的なベースの収入、その中で経常的に必要なお金が50億ということです。

そうなりますと、ちなみに国が示した令和2年度の本町の標準財政規模、つまりこのぐらゐの金額で城里町の行政として責任を持ったお仕事、運営はできますよねと国から示される総体的な予算規模の目安、大体このぐらゐの予算でやりなさいと言われるのは約60億円です。大体、毎年、町の税収がほとんどないにも関わらず当町の経常経費額がいかにか大きいかというのがもう既に気づかれていますことと思います。

以上のことから、今こそ役場全体で、さらには町議会も、もちろん議会も責任ありますからね。共に今後の城里町の財政運営においては、3月の議会でもお話ししましたがけれども企業誘致、地場産業の育成等々、特に歳入、収入、この収入を増やし、また税金を使う毎年必要となる維持管理費、経常経費、常にかかってしまうお金、さらには政策的な支出によるお金、税金の使い方については、町が町民の皆さんが本当に必要となるものにお金を使わなければならないですね。ますますこれからそういうふうになります。我々が町の将来ビジョンを戦略的にみんなでここにいる、議会に集まっている皆さんが我々が町の将来ビジョンを戦略的に見定めながら真剣に見直さないと、城里町の将来に大きな禍根を残すことになります。ということを引きつと提言しながら、次の質問に移ってまいります。

3点目ですが、七会地区における残土訴訟、これは3月の議会で予算委員会のときにお聞きしたと思うんですけども、この残土の問題で七会地区の大綱だったかちょっと教えていただきたいのですが、町民課長のほうには。まず、これ提訴された理由、どうしてなのか。2つ目、今後の訴訟というのはどのような感じになっていきますか。それから、先ほど来町の顧問弁護士、同級生の弁護士さんのお名前が出ていますけれども、その弁護士さんの見立てではどういうふうな裁判の争点になって、どのような形で進んでいくのか。そして4点目、実際この訴訟をされた理由、民事訴訟ですから金額が求められます。そのときの町への損害賠償請求額、これはどのぐらゐでしょうか。町民課長、教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 8番河原井議員のご質問にお答えいたします。

七会地区における残土訴訟ということで、大綱地区の主な提訴された理由としましては訴状によりますと、土砂等による土地の埋立て等事業許可を取得し、搬入路設置と埋立て

の各工事を行っていたところ、町から当該許可期間の更新を一方的に拒絶され、工事途中において工事の中断については予定していたペット霊園事業の廃止を余儀なくされたとのことでございます。

また、今回の主たる訴訟の争点は2点ありまして、1点目は説明義務についてであります。原告側、相手側は、事業変更許可手続の必要性について説明する義務があった旨の主張をしておりますが、町としましては申請時に埋立て等の手引きをお渡ししており、かつ原告は申請時に関係法令等に違反した場合は事業を停止する旨の宣言をしているためその必要性はないと考えます。

2点目ですが、改善勧告等をする義務についてであります。原告があらかじめ改善勧告、改善命令、停止命令をする義務があった旨主張しておりますが、町としましては事業変更不許可処分の際に原告に対し関係例規に従い理由や不服申立をすることができる旨等の記載された通知を行っており、原告側の主張は当たらないと考えます。

続いて、訴訟の見通しということなのですが、現在係争中の事案でありますので、予断を持たずに訴訟に対応してまいりますということでございます。今後のスケジュールとしまして、5月28日に第3回口頭弁論が行われまして、次回は7月28日に第4回口頭弁論が行われる予定です。順調に行けば年内に審議が終了し、年度内に判決が出るのではないかと想定しております。

顧問弁護士の見立てということなのですが、町顧問弁護士の松村先生からは裁判所も慎重に判断すると思われまますので、予断を持たずに訴訟に対応していくことが必要な案件ですと言われております。

あと、訴状における請求額でございますが、総額で1億6,099万740円でございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ありがとうございます。

金額から先に入ると、1億6,000万もの損害賠償を受けているという驚くべき、びっくりする金額ですよ。もちろん負けないために弁護士がいて、先ほどちょっとお話が分からなかったんですが、この訴状の根本的なものについては私はちょっと訴状をいただいて読ませていただいたんですが、最初は認めていたのに、なぜ途中から業務停止命令であったり撤去命令だったりが送られているのか。そういったものは、茨城県のその都度町として行政行動を起こす前に県とのやり取り等はあったのか。それはどういう話合いがあったのか。そういうものはいまいち分かりませんが、裁判の影響にならない程度で出来る範囲でお話をもう少し教えていただけますか。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 申請時点から県のほうとは協議してまいりました。搬入先とかその辺の調査も合同で実施しております。その辺で一応県と笠間署とは常々協議はしておりましたが、これは係争中になりますので内容については控えさせていただきます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 分かりました。

ちなみにですけれども、裁判をする過程の中において訴状の中にもありましたけれどもその損害賠償請求の内訳、その金額にも細かく内訳が出ていますよね。例えば、ホームページをつくった金額でありましたりとか、鉄板の改装費だったり、重機のリース代だったり、土地のそのお金を買ったものとかそういったものというのはきちっと町民課のほうでも調べられて、顧問弁護士松村と一緒にやっていたらということでもよろしいでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 訴訟請求額の内容につきましては、現在まだ払うつもりはないので査定はしておりません。あくまでも一方的に向こうの言い分でございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 分かりました。

いずれにしても今年度中には結審をし、判決は1月、2月、3月までにはあると、もちろん町のお金がかかっていますので、どれだけ弁護士が頑張るかによるんでしょうけれども、いずれにしてもそれは過程の中で、訴状に上がっている中で城里町の行政としての問題というのは特になかったというふうに考えているということですよ。そこは大丈夫ですか。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） はい。私ども町としての対応は不備はないものと考えております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 安心いたしました。

では、いずれにいたしましてもこの裁判については注視していきたいと思っております。いずれにしても、これは訴えられた以上はいいんですが、訴えられた後は地方自治法92条議会の議決権に及び和解なり、もしくは控訴なり、様々な行動を次に移すときには議会案件になっていきます。その都度途中経過、進捗状況について分かる範囲で裁判の邪魔にならない

い程度で、総務委員会等々に情報提供をいただけることをお願い申し上げて、今回の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 以上で、8番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

ここで10分の休憩をしたいと思います。3時5分より再開いたします。

午後 2時55分休憩

午後 3時04分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第4号、4番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 4番、通告に従いまして4点について質問いたします。

質問に先立ちまして、連日の接種券発行、予約、ワクチン接種など、休日も含めて、受付など医療従事者に当たっている方、本当にお疲れ様でございます。敬意を表したいと思います。新型コロナ対策で、いろいろ大変な状況だと思いますので、本当に敬意を表します。さて、質問に移ります。

長引くコロナ禍の影響で、受診控えなどの動きによって医療機関の収入減など起きています。その反映として残念なことに医療従事者の賃金やボーナスなどがカットされていると聞きます。当町でも率先して、発熱外来の診療に手を上げている七会診療所には敬意を表したいと思います。

医療機関はその地域に欠かせないものです。医療体制を維持するために国からの支援も受けているのでしょうか。町としてどのような支援が医療機関になされているのでしょうか。その制度の周知は十分されているのでしょうか。お聞きいたします。

第2に、これ以上の感染者を広げないためのPCR検査にと伺います。

今、町は1日も早いワクチンを進めたいと接種業務に頭がいっぱいだと思います。しかし新型コロナウイルスは、そういった人間の営みに関わりなく押し寄せてきます。変異株が新たに発見され、あっという間に蔓延しそうな気配です。そういった動きは機敏に捉えて新型コロナウイルスを封じ込める作戦を取らなければなりません。

COVID-19有識者会議メンバーでは、あくまで個人の意見だと断った上での見解が発表されています。それによりますと、感染拡大を抑制するためには無症状者を含め感染者をできるだけ多く検出し、感染予防に努めるべきであり、そのためには大規模PCR検査体制の整備が必須であると。市中感染が蔓延して有病率が高くなっている地域に対しては、地域住民を対象とした大規模検査を積極的に実施すべきであると、PCR検査の大切さを述べています。

また、PCR検査について、国から地方自治体に示されたマニュアルに重症化リスクなど基準に検査の実施を制限する運用がされていると聞きます。その後、その裏付けとなる文書が明らかになりました。今年の3月議会なんですけれども、保険課長の私への答弁はそのマニュアルに乗ったものだと思います。

感染症専門医と名のる医師がPCR検査について同じような趣旨の論を展開していますが、その専門家も韓国などがある程度新規感染者数を低く抑えているのは積極的なPCR検査だと書いております。

私は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑制するためには、PCR検査がどうしても必要だと思っております。特に必要なのは老人福祉施設、精神福祉施設などで働く人たちの対応です。また町民の中にも他地域から来た人と接したことで不安を抱いている人には、町で補助金を出してまでも検査して実施してもらうことで、不安を解消することが大切だと思っております。町民の誰もがマスクを気にせずにおしゃべりをしたり、行き来することを願っております。

早急なワクチンも大事ですが、新型コロナウイルスはこちらの都合に合わせてくれません。有効な封じ込めの対策も必要です。

第3に、新型コロナ禍の長期化によって、町内の飲食店の中小企業者は疲弊しています。このままでは営業どころか、命そのものの危険が迫っていると思います。町でも収入が30%減った人には補助金を出すと言っていました。制度の補助金は十分に行き渡り周知されたのでしょうか。コロナで収入減になって、今後どのように乗り切ったらいいのか不安を抱えています。そんなときに、税の完納でなければ補助ができませんというのは本末転倒だと思っております。私は幅広く条件の緩和を求めます。

令和3年度地方創生臨時交付金が本省繰越額として1億6,500万円はどのように活用され住民に周知されていますでしょうか。お聞きいたします。

第4に、低所得者特別給付金について、町民に一般に知らされ適応されているでしょうか。コロナ禍によって生活困窮になった世帯も心配です。町独自の給付金や上乘せなど支援ができないでしょうか。新型コロナ禍によっての生活困窮は食べることに事欠く生活に追い込まれます。

コロナ禍の中で、特に生活に困難を来しているひとり親の世帯の場合、子供に及ぼす影響を考えると一刻も放置できないと思います。ちゃんと食べているか、ちゃんと寝ているか、ちゃんと勉強しているのかな、ちゃんと遊んでいるのかな、とても心配です。町としてそのような方を把握していますか。どのような支援をしているかお伺いをいたします。

1回目の質問です。答弁をお願いいたします。それぞれ担当課は明確にお答えください。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 4番藤咲議員のご質問に答えたいと思います。

まず、1点目の医療機関への支援、制度の周知はというご質問でございます。

町といたしましては、昨年度医療施設応援給付金として町内各医療機関に総額600万円の支援金を給付したところであり、今年に入り、医療機関等に対する支援といたしましては、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業などがございますが、主に新型コロナ患者の受入医療機関に限るもので、町内に該当する医療機関はございませんので、特別な情報提供は行ってはおりません。

現在、町内医療機関に関しましてはワクチン接種での連携も取れており、日頃から各医療機関の先生方とも情報共有する機会が通常より増えておりますので、今後、感染症対策も含め、いろいろな要望等も伺いながら対応をしていきたいと考えているところでございます。

2つ目のPCR検査費用の補助、周知をというご質問でございます。

先ほど、藤咲議員さんがおっしゃっていたPCR検査の大規模検査というのは恐らく大洗町のことをおっしゃっているのかなと思っています。それで、まず今回の大洗町の大規模なPCR検査でございますが、これは茨城県の事業でございます。希望者は3,000円の自己負担で実施しておるということを伺っております。個人に対しましては茨城県の健診協会、事業所への検査は江東微生物研究所が実施したと聞いております。

ワクチン接種が普及してきたと同時に、新型コロナの陽性者も減少傾向にございます。町内の感染状況も町民の皆様のご理解とご協力のおかげで爆発的な感染者の発生はございません。

町としましては速やかなワクチン接種に邁進するとともに、感染対策も引き続き手を抜かず啓発活動に努めてまいりたいと思っております。

PCR検査に対しましての補助等に関しましては、今後の感染状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

[まちづくり戦略課長小林克成君登壇]

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 何項目かございましたので、答弁漏れがあれば、後ほどお願いしたいと存じます。

まず、飲食店の協力金等々についてでございますが、飲食店におきましては、昨年度新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、売上げの減少が非常に顕著で感染予防、外出自粛ということで外食を控えている方々が住民の方の中では大部分ではないかというふうに考えてございます。

そういった中で、コロナ感染者が城里町の場合、1週間に3名を越えますと茨城県のほうから新型コロナウイルスの感染拡大市町村に指定されまして、町内飲食店の営業時間の

短縮など自粛要請が出されております。

ちなみに令和2年度におきましては、4回ほど出されておまして延べ40日間の短縮等の要請がございました。また、令和3年度につきましては14日間の時短の自粛要請等がございました。

こうした中で、茨城県では協力金の支給を行っているところでございますが、令和2年度は1日4万円一律と定額となっておりました。しかし定額ということはやはり不公平感があるというようなことで、令和3年度につきましては、その店舗の売上げに応じて1日2万5,000円から7万5,000円、算定した規模で支給されているところでございます。

町では飲食店も含めましてコロナの影響で減収している事業者に対しましては、昨年度に引き続き中小企業等固定費応援給付金を支払っているところでございます。令和2年度下半期分の光熱費の3分の2を給付金としてお支払いをしてございまして、今現在5月末現在で27件、総額で約400万円の請求がございました。そうした中で飲食店につきましては、11件ほど申請がございまして、240万円、割合にしまして61%が飲食店の請求として上がってきてございます。

また、藤咲議員の10%収入が減少したところということで、昨年度、一番最初に中小企業等継続応援給付金というものを支給したところでございます。これにつきましては令和2年度2月から12月の間で前年比10%以上の売上げが減少している町内事業者を対象としまして、年間売上げに応じて上限20万円の給付金ということで事業を行ってまいりました。60近い事業所から1,225万円の申請がございまして、そのうち飲食店につきましては4件70万円を支給しているところでございます。

協力金が十分かというところでのお話になりますが、その飲食店の規模にもよると思います。県の協力金はコロナ禍以前から午後8時以降も営業している飲食店が対象でございまして、夜間の売上げが協力金額の何倍になるかというような飲食店においては、協力金では到底足りないというような状況にあると思います。お店を閉めて協力金をもらうほうがいいというお店もあろうかと思っております。

そうした中で町の中小企業固定費応援給付金につきましては1か月の売上げが前年比の50%以上、連続する2か月間の売上げが25%以上減少していることが条件ということで、固定費の経費を給付金の算定としているかが実態に応じて給付しているというふうに感じているところでございます。

周知につきましても、町のほうではなるべく飲食店の方には丁寧に行っておりまして、県のほうから出ます営業時短の自粛要請が出た場合にはいち早く県知事の会見を待って、その日のうちにチラシ等をつくりまして、飲食店向けの協力要請、また城里町のまちづくり戦略課商工観光グループが、その日のうちに飲食店を回りましてチラシを配付してお願いをしているというような状況にあります。併せていばらきアマビエちゃんに登録している事業者には県のほうから一斉にメール等で流れていくというようなことでございます。

そのようなことで、町のホームページにおいてもコロナ対策の給付金や支援金など一覧にまとめまして分かりやすく周知のほうに行っているというところでございます。

それと、滞納者等につきましては、前からも申し上げてございますけれども、申請要件の中で町の税金等、町税等の滞納があるかというようなことも何度もお話をお伺いをしていただいておりますが、町独自の給付金の給付対象者は町税等の滞納がない者を要件としてございます。これにつきましては、町税とは町民の皆様のご日常生活を支える上で様々な行政サービスを安定して供給するための重要な財源として町のほうでも考えてございます。町民の皆様には公平にご負担していただくというものであるというふうに考えてございます。

確かに、社会情勢が厳しい中であっても多くの納税義務者が町税等を期限内に納めていただいているということをお考えますと、これらの給付金につきましても町税等の滞納がないものに対する給付とするということによって制限を設けることは税負担の公平性の確保のためにどうしても必要ではないかというふうに考えてございますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

それと、令和3年度の地方創生交付金1億6,500万円がどのように活用されているかということでございますけれども、これにつきましては、当初予算の中で大変細かくて見づらくて申し訳なかったんですが、A3のこの2枚の表を、議員の皆様にお配りしているかと存じます。後ほどご確認をしていただきたいと思いますと思いますが。

主な事業としましては、総額で約1億9,000万円ほど、事業の交付金でございます。その中で主な事業としましては、健康保険課で今行っております新型コロナウイルスの集団接種の協力金ということで約3,000万円。それと先ほど申し上げました中小企業等固定費の応援給付金ということで3,600万円。それとこの後第4弾で考えております元気アップ振興券の事業ということで、今現在第3弾を実施しておりますが、あと1回、令和3年度中に計画をしております。それが約1億円というようなことで予算のほう計上させていただいておりますので、ほかの事業につきましては大変申し訳ございませんけれども、後で資料のほうご確認をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長山崎栄一君。

〔福祉こども課長山崎栄一君登壇〕

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

（4）の低所得者特別給付金は十分に周知徹底をにつきましてご説明をしたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対しまして、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費などによる支出の増加の影響を勘案しまして子育て世帯生活支援特別給付金を実施する予定でございます。

先ほど、議員のほうからお話がありました低所得のひとり親世帯につきましては、県が事業主体となりまして、令和3年4月分の児童手当受給者に対しまして、ちょっと県が行っていますので正確には把握していないんですけれども、一応5月頃から支給はもうしているというところでございます。

町が行うほうにつきましては、いわゆる2人親世帯ということで、今回6月の補正予算に計上させていただいていると思うんですけれども、こちらにつきましては今回議会の中でお認めいただければ、すぐに広報紙またはホームページ等で周知徹底を図っていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 皆様、ご丁寧に本当にありがとうございました。

かなりいろいろ十分いっていると思うんですけれども、医療体制というか保険課のほうではPCR体制、もう本当になかなかこれはワクチンが出てきているので落ち着くのではないかということですが。

私は無理には言いません。しかしこのPCR検査は希望者があれば、私は町で補助でも出してでも受けてあげたらどうなのかなと、やっぱり心配を抱えている人、一把からげではなくて、そういう希望する人もいると思うんですよ。そういう人たちに対して少し補助金を出してでも、検査体制を受けられるような、そういうところをしてあげたらどうかということでも質問をいたしました。

PCR検査をするということは、やっぱり封じ込め対策をすることになります。ですので、このままにしていいたけではありませんので、希望者にぜひ利用して受けさせて、できるようにしていただきたいなと思っています。

それから、中小企業者の飲食店もろもろ、いろいろやっておられます。私たちも議会の中で説明を受けていますが、確かに60件事業があった、12件で61%あったと答弁いただきましたけれども、これが全部の業者に行き渡っているかということを私心配しています。

ですので、本当に俺はお金いらねえよという人だったらいいんですよ。いいんです。だけれども、そういうわけにいかないですよ。やっぱりある程度、自分たちもコロナでかなり影響があります。かなり生活に苦しい思いをされているんじゃないかと思います。お客さんが来なくて。

そういう人たちのことに、だからホームページで出しますよ、広報で出しましたよ、じゃ、パソコン見られない人はどうなの、広報で自治会に入っていないと広報を見られない人はどうなの、そういうところでいろいろ活動しているけれども、情報を取られないときにどうしたらいいのというようなこと、ありとあらゆる広報を通じて周知をしていただきたいと、そういうことを私はお願いをしていきたいなと思っています。

とにかく、国の支援も町の支援もあります。これだけの人が来ていますというのは言えるんですよ。分かるんです。しかし、これが隅々まできちんと行き渡っているのか。それともこの人たち、どうなんだろうなという町の姿勢がやっぱり問われていくんじゃないかと思うんですね。

ですので、周知ということについて今回取り上げてしっかりと言いましたので、その周知をどのようにするのかというようなことを、きちんとやっぱり町で取り組んでいただきたいなと。1人も残らずそういう取り上げ方をしていただきたいということです。

それから、滞納者に給付金というのはやっぱり公平性とかということで、なかなか交わることはない、私は感じているんですけども。しかし、一般的に普通の生活で、それから企業とかそういうところで滞納していると言ったら、あなたお金払えるでしょ、払えるのに何で払えないのというようなことというよりも、今回はこのコロナ対策についてということで、私は改めてコロナ支援にどうかなということを申し上げております。

それで、滞納者というのはコロナによる滞納者のことを指しています。コロナによってちょっと待ってほしいという人たちにも滞納者と一般的に扱ってしまうということはいかななものかなと、私はそこをすごく心配しています。払いたくても払えない、そういう事情の町民をおざなりにしないようにしてほしいなと私は常に思っています。

そういうようなことですので、1番目の周知についてはあまり強く言いません。ただ、そういうところにきちんと周知をしていただきたいということです。

それから、子ども福祉課の低所得者特別給付金ということでね、いろいろ出しているということ、広報でもホームページでも出しているということです。このことについても低所得者特別給付金というのは低所得者層に支給されるものだと思うんです。対象となる方には全部周知してあげていただきたいなと私は思っております。

コロナによる生活困窮世帯というのは言いたくても言えないんです。自分の責任だというようなことで自分を責めています。自分を責めているところに、たださらにお金を払えと言われるような、そういうことを言われたんでは、自分で生きていちゃいけないのかなというような思いになるんじゃないでしょうか。その辺のところしっかりと町で対策を取っていただきたいなと私は思っております。

ですので、今回はそういうところで周知ということでしっかりと、ほかの課にも水道課も下水道課も全部対応できるころだと思います。これはコロナ禍の対策ですので、低所得者、本当に企業者、全てに関わります。再度繰り返します。周知を隅々まで知らせてあげて、1人残らず対応できるようなそういう政策、町政をしていただきたいなと私は思っております。

1番目の質問を終わりますけれども、2番目の質問にいきます。

2番目の質問にいく前に、コロナ対策ということなものですから、ちょっと町長に確認をしていきたいなと思っております。

これまで、3人、三村議員さん、河原井さん、小坪議員さんが質問されました。そのことで私は細かいことを言うことはなくなったなと思っています。細かいことについてこれ以上聞くと、町長が胸を痛めるというようなこともありますので。

ただ、私が聞きたいということは、全協で答弁された町長のキャンセルは予定されていたことで、医療従事者というのはこじつけであること、全て自分を持ち上げるために記者会見を、言い訳をしてごまかすためのものだったのかなというようなことは質問と答弁を聞いて分かりました。

その上でお聞きいたします。

5月13日記者を呼んで会見を開きました。メディアによるとこの会見は、メディアによるとですよ。メディアが言ったことですから。この会見は町長からメディアに呼びかけたということです。町長は先行接種をしたことが漏れて批判があったから、町民に先駆けて接種したことを後ろめたさがあったから会見を開いたんでしょうか。自ら記者を呼びよせた根拠をお聞きしたいなと思います。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それではご質問に回答させていただきます。

当日の経緯ですが、私も朝7時過ぎに見たら家の前にテレビカメラが待っていて、出勤するときにも突然テレビカメラとマイクを向けられて、矢継ぎ早に後ろめたくないんですとか様々な言葉を投げられました。私は使命感を持ってやっておりますので、全く問題ないと思いますというふうに、その場でもはっきり答えましたが、それが映像でも一部流れていました。

記者会見を開かないと押し寄せてきた記者さんが役場の中をうろうろ歩いたり、玄関前でたむろしていたりして、行政上支障が出ると。それぞれの副町長の自宅やら教育長の自宅やらにも記者が押しかけて、会見を開かないと部屋に押しかけてくるし、うろうろしているしということで、業務に支障が出るため、そういうことであれば交通整理をするために急遽記者会見を開こうと。

全く前日の夜時点ではこういった記者会見を開くということは想定していなくて、混乱を抑え込むために急遽開いた記者会見でしたので、担当課でペーパーをつくる時間もなかったですし、急遽出勤してから急遽ペーパーをまとめて担当課長にも目を通してもらったりして、それで会見に臨んだので、多少分かりにくかったり曖昧なところもあって、誤解も生むところもありましたが、私が会見で読み上げたペーパー等についてはその日のうちにホームページにアップして、そのとおりの内容であります。

○4番（藤咲芙美子君） 自分で呼んだんじゃないんですね。

○町長（上遠野 修君） 記者会見は私のほうから記者会見を開きますということで記者会見を開いたんですが。

○4番（藤咲芙美子君） その根拠だけ教えてください。

○町長（上遠野 修君） 記者会見を開かなければ、ぶら下がりの取材とか、あるいは部屋に押しかけてきて面会を求められたりしてしまいましたので、事実上、記者会見をしなければ収まらないような状況にあったということです。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。

結局、記者にこちらから説明したにも関わらず押しかけられてきて困る、仕事に差し支えるから、困るから、追いかけてきたので記者会見を開いたということですよ。

でも何で、その、まあ、いいでしょう。これ以上言うとな。言っても多分同じこと繰り返されると皆さんも聞いていてもちょっと切ないでしょうから。これはいいとします。

ただ、何で自分から呼んだのかなというのが、ちょっと驚きがありました。批判があったからなのかな、後ろめたさがあったから会見をして自分を弁解したいのかなというのをちょっと私想定したものですから。そういうようなことです。

もし、じゃ自分の接種が漏れないで、誰にも知られなかったら、町長は、これ河原井議員さんも聞いたかもしれませんが、もう一度お聞きいたします。私に教えてください。

自分の接種が漏れないで、誰にも知られなかったら、町長はそのまま通すつもりだったのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 4月の中旬に、河野担当大臣がキャンセル分の廃棄を防ぐためにキャンセル分については現場の判断で柔軟に打ってよいということを表明されています。

〔「当日だよ。当日。」と呼ぶ者あり〕

〔「それは当日キャンセル分。」と呼ぶ者あり〕

○町長（上遠野 修君） そういったこともありましたので、キャンセル分については現場の判断で打ってよいということで認識しておりましたので、担当課からもキャンセル分について、町長打ちますかというような話があったときに、特に問題がないものというふうに考えておりましたので。

○4番（藤咲芙美子君） そのまま通すつもりだったかどうかを聞いています。どうなんですか。それだけ教えてください。

○町長（上遠野 修君） そもそもこれを公開すべきかどうかということ自体議論になっていませんでしたので、城里町だけでなく大洗町とか境町とか、ほかも次々と公表に至りましたが、現場の判断として、キャンセル分を職員が打つということについて、特に問題がないものとそのときには認識しておりました。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） どうしてもそのまま通すつもりなのかということに明快な答弁はいただけません。やっぱりね、弁解しかないですよ。

とにかく、あまり詳しいことは言いません。町長だからといって町長室に籠っているわけではないということもありました。私が全協のときに質問しました。私の質問に町長は一般的なことということで答弁されました。町長室に籠っている町長というのは、事実ではなく町長がつくり上げた妄想上のどこかの町長なんですかね。

根拠のないことを自分で持ち上げるために他者を低いところにおとしめるやり方は町長の独特な見方であり手法なんです。それがはっきりしたということを私は感じました。

ちょっとお聞きいたします。町長。全国的に有名になってよかったですか。お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） よかったかどうかについては申し上げるのは不謹慎なので申し上げますが、今回テレビ放送されたことで様々な意見をいただきました。

その意見の中にはリスク管理上、長が先に打つのはよいことであったという励ましの言葉もたくさんいただきまして、それについては大変励まされ、折れそうになった心を支える力になりました。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） よかったという方向で町長は受け止めたようですけれども。何がプラスになったんでしょうかね。有名となって何を売り物にするんですか。子育て支援が進むんですか。町民感情と随分離れているように感じました。そういう感想です。

これ以上追及いたしません。終わりにしますね。

2番目の質問にいきます。

マイナンバーカードについてです。

昨年、3月にも質問いたしました。今政府もマイナンバーカードの普及を強力に進めています。心配なことがあります。風潮としてマイナンバーカードを持たないと必要な行政手続が取れないとする動きがあることです。それがナンバーカードを持つことを強要しているように思います。

そこでお聞きいたします。

マイナンバーカードがなくても行政手続はできますか。

カード作成に強引過ぎるほどの推進を感じています。マイナンバーカードは行政事務を

進める面から見ると便利なところもあると思いますが、住民のデータが紛失するニュースもしばしば見受けられます。便利になった分、大量の個人情報が外部に流出するという事です。今後、保険証や介護、教育の情報を一元化で管理するとなれば、個人の情報が一気に市場に流出する危険が生じます。これまで地方自治体が先頭になってつくり上げてきた個人情報の流れに逆行します。壊れてしまいます。

個人情報保護の対策はどのようにされていますか。具体的な対策を示してください。

マイナンバーカードの普及に際し、町民に強要しないことがもちろんですが、カードの取得によるリスクの面も十分に説明し町民が納得する形を取ってほしいと思います。

全て1枚のカードに収められる危険なカードは首長として強要しないでいただきたいと願っています。

答弁をお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 4番藤咲英美子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

マイナンバーカード、申請交付は町民課のほうで行っておりますけれども、議員ご質問のマイナンバーカードの全体的なことでございますので、まちづくり戦略課のほうで一括してご答弁をさせていただきます。

議員ご承知のとおり、マイナンバーカードは日本に住民票を有する全ての方が持つ12桁の番号でございます。社会保障、税、災害対策の3分野で複数の機関に存在する個人の情報が同一の情報であることを確認するためにまず活用されるものでございます。

また、マイナンバーカードはマイナンバー制度に基づきまして、住民の皆様から申請によって原則無料で交付するものでございます。マイナンバーカードの表面には本人の顔写真、ちょっと小さくて見づらいとは思いますが、私も最近つくったところでありまして、このカードの表面には顔写真、住所、生年月日、性別、またこの裏面には12桁のマイナンバーが記載されているところでございます。

マイナンバーカードをお持ちでなくても、現在、窓口で行われている行政手続には今までどおり行えます。マイナンバーカードは顔写真付でございますので、本人確認の身分証明書として利用することができます。また確定申告などパソコン等を使いまして、オンラインでの行政手続など便利なサービスを利用することもできます。

城里町では広報紙等でもお知らせをしておりますけれども、令和3年3月1日よりマイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアにおいて、住民票の写しや印鑑証明、所得証明書、課税証明書等を取得することができるようになってございます。

また、議員ご質問の個人情報の保護という観点からご答弁をさせていただきますと、マイナンバーカードの個人情報保護対策は、国の指針であります特定個人情報の適正な取扱

いに関するガイドラインというものがございまして、それに沿って行ってございます。町独自で行っているというものではございません。マイナンバーカードに関する各種法律により国で保護しているというところでございます。

マイナンバーカードの後ろに金属のＩＣチップが入ってございますけれども、ＩＣチップの中に搭載されている情報は、カードの表面に記載してございます情報、公的個人認証等の情報に限られておりまして、税や年金情報などのプライバシー性の高い情報はこの中には記録されていないというものでございます。カードを紛失した場合でも、カードからそれらの情報が判断されるということはございません。

国では情報の一元管理は行わずに、まとめて情報が漏れることがないように、今までどおり情報を管理していた機関が引き続き管理を行ってございます。必要な情報を必要なときだけやり取りするという分散管理方式を採用しているというところでございます。

マイナンバー自体が漏えいした場合でも、マイナンバーを利用した行政手続きにつきましては本人確認が必要であります。マイナンバーのみで手続きができないようにされているほか、ただいま申し上げましたように情報の分散管理やシステムへのアクセス制御、通信の暗号化など行われてございます。

さらに独立性の高い第三者機関、個人情報保護委員会というものがございまして、それらが監視、監督を行いまして、マイナンバーを含む個人情報を提供すれば厳しい罰則が適用されるというようなことで、個人情報については保護されておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 丁寧な答弁でした。

マイナンバーカードの国の政策が全てきちんと丁寧に説明されたというところです。

つくるに当たっての政策、それから方法全て国の言うとおりで。

しかし、私が心配しているのは、このカードは、とにかく今一つだけ確認をさせてください。カードがなくても行政の手続きはできるんですね。これだけちょっとお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 4番藤咲芙美子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

実は、私もこれをつくったんですけれども、ずっと家に置いてあります。住民票を取ったりとかその他諸手続、私も1町民でありますので、そのような手続いろいろとやってきてございますが、そのときにこれを持って証明書の代わりにはしていませんで、今までど

おり免許証等を見せたりしてやっておりますので、必ずしもこのカードが必要ではないというふうに私個人的には認識をしているところであります。ご理解いただきたいと思いません。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） そういうところで、何のためのカードなんですか。

そうなんです。確かにカードをつくります。カードがなくても手続きができるという条件の下で、1枚につき5,000円、手続はとても簡単ですよ、写真もその場で可能ですよ。町民課で多分つくられているんだと思うんですけども。何かすぐにどこかの写真屋さんで自分の顔写真を撮って、そこで持ってきてじゃなくて、その場で撮れるんですよ。だからそういう行政でやるべきじゃないようなことまで作業しやすくするための対策をつくっているだけで、本当にこのカードをつくるために、ありとあらゆることを国と一緒にやってつくっているわけですよ。そういうことで1枚につき5,000円あげますよという甘い言葉です。しかし、このカードの情報がサイバー攻撃されたとき、住民は財産をなくすことになるんです。危険な立場に追いやられるんですよ。町長はそういうこと自覚していませんか。これは非常に危険なんです。

なぜかという、これから保険証とかそれから免許証とか、とっても大切なそういうものが、その1枚のカードの中に収められるんですよ。そうするとこの人はどこに受診してどんな病気があって、どういう病歴がその中に含まれているのかというようなことが一気に分かっちゃうんですよ。財産も銀行とつながりますから、全て財産はその中に入ることになるんです。怖いんです、このカードは。

国で考えることは一挙からげて住民を国民を国で抑えようという、そういう危険なものなんです。このマイナンバーカードの一つ一つのつくり、段階としては、ですから非常に危険なカードの一段階になっていると思います。非常にこれは必要ないんじゃないかなと私は。

だから今課長さんが言ったように、必要ないかと思えます。行政手続はできますということですので、住民にはそんなに強要しなくても私はいんじゃないかなと。それは国から言われているからと言うかもしれません。しかし国は国民を一挙からげて自分たちの国が国民を情報を、全て押さえようという根拠があるんです。何のためですか。情報なんか必要ないじゃないですか。住民、町民の各自治体で押えていればそれでいいことでしょう。なんで国がそれを押さえなければならぬんですか。それはちょっと危険なところですよ。

私、これ以上あまり申し上げませんが、裏には非常に強い危険な大変なことを考えている国であるということ、私はこのマイナンバーカードを通じて少し学習をしてまいりました。ですので、それを今後ろで聞いている傍聴者の方にも伝えたいと思ひながら

も、ぜひともこの個人情報のひどく流れてしまうような、今サイバー攻撃というのは非常に巧妙な手口でサイバー攻撃してきます。どんなにきちんと守っていて大丈夫だと言っても、漏れないようにしていると言っても、どこからか漏れていくんです。

そのときに漏れたときに住民は大きな財産を失うことになります。今までもオレオレ詐欺、いろんなもので出ていますけれども、そういうところは既にもう出ているかもしれません。ですので、なおさらマイナンバーカードは必要ないんじゃないかなど、私は思っております。

以上です。

2番目終わります。いいです。もうこれ以上聞きません。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません。私の答弁も悪くて大変申し訳ございませんでした。

私もマイナンバーカードが必要はないとは言っていないんです。マイナンバーカードがなくても諸手続はできますよというお話をしたところでございまして、大変申し訳ございません。

マイナンバーカードあれば、先ほども申し上げましたように、一々その申告に行かなくても申告ができたりとか、あとは、今土曜、日曜、土曜日は半日開いていますけれども、日曜日閉庁というような中で、コンビニエンスストア等を利用しますと、ある程度の時間の中にはございますが、役場のほうにお越しいただかなくても出先で住民票等が必要になった場合には取れるというようなこともありますので、必ずしも危険と隣り合わせには、議員は危険と隣り合わせになっているよというようなことでございますけれども、便利な面もありますので、そのようなことでご理解をいただきたいと思っております。

また、申請につきましては、あくまでも本人が申請するものでございますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

もう、マイナンバーカードはそういうことで危険なカードだということをお伝えして、次の質問に移ります。

遠距離通学の児童・生徒についてお伺いいたします。

統廃合の対象に当たらない児童・生徒で、遠距離からの通学に負担が生じています。不公平感をなくしてほしいとの2回目の質問になります。

平成23年に町内の小学校が10校から5校に統廃合されました。2キロ以上の通学の児

童・生徒にはマイクロバスが運行されています。統廃合の対象に当たらない石塚小学校と沢山小学校の2校の子供は2キロ以上の遠距離であっても、通学に長時間かけての徒歩か路線バス、保護者による自家用車での送迎になっています。令和元年度に不公平感をなくしてほしいとの私の質問に、困難だと言うだけで改善されておられません。同じ町内、同じ学年の子供として、不公平ではないかと思っております。

子育て支援を標榜している町長ですけれども、教育環境づくりに不公平感を持ち込んではいけないと思います。バス代の補助、自家用車に対する補助などを求めたいと思います。

答弁をお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 藤咲議員のご質問にお答えいたします。

まず、遠距離通学児童のスクールバスの利用状況についてですけれども。

町内5つの小学校のうち、ご存じかと思いますがスクールバスを運行しているのは常北小、桂小、七会小、3つの小学校計8路線になります。利用している児童は、小学校再編、統合がなされた際に廃校となる小学校の学区に居住する児童並びに合併当時既にスクールバスで通学していた児童、ご存じかと思いますが。ご承知かと思いますが。この既にスクールバスで通学していた児童というのは、旧小勝小学校区の児童でございます。利用児童数は常北小が全児童97名中58名でございます。桂小が89名中49名。七会小が54名中37名でございます。

次に、スクールバスが利用できない理由、先ほどの藤咲議員さんのご質問の中にも出てきましたが、小学校再編時のスクールバス導入基本方針、これによって再編により通学区域が変更になったと、通学距離が2キロを超える児童をスクールバス利用対象と、ずっとここはしてまいりました。存続校の児童は原則として現行どおりというそういう通学方法を継続するというものでした。現在もその基本方針に基づいてスクールバスの利用の対象児童としているところです。

児童・生徒の家庭の負担軽減をというこのご質問ですが、再編時の基本方針に基づき、存続校の児童は原則として現行どおりの通学方法を継続することとしておりますけれども、その学区内であっても遠距離通学になってしまう児童、先ほど議員さんからございましたけれども、一部存在しますので、今後スクールバスのルートの一部変更などを検討したいと考えております。

また、石塚小学校の低学年、1、2年生には、路線バスで通学している児童もおります。こちらにつきましてもバス代の補助について検討してまいりたいと思っております。

ただ、寶幢院坂下の那珂西地区ですね、寶幢院坂の下、あそこについては今児童がゼロでございます。そういうことですので、今現在バスで通学しているのは石塚小学校の低学年ですね。主に常北高のこちらのあたりからの児童だと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 2回目なので、一部変更を考えていますと答弁をいただきました。それを考えるのが町の役割、教育者の役割ではないかと、私思っております。町の都合で子供に負担がかかってはならないと思っております。親だから保護者は送迎をやりません。それに甘んじていないかなということが心配しています。努力して送迎をしている保護者にバスが行けませんから諦めてくださいと言わんばかりでは、もう本当に町として子育て支援と言えないなというようなことを感じていました。何らかの手立ては必要です。本当に今質問をしたときに一部変更、低学年についても一部検討するという答弁をいただきましたので頑張っていたきたいなと思います。

そのほか何かありますでしょうか。これだけ、一部検討だけですか。

もし、一部検討というのは変更を検討しているというのは、例えばどういうことなのか具体的に分ければ教えていただければいいかなと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 藤咲議員のご質問にお答えいたします。

完全に自宅までタクシーのように迎えに行くということは経費的にも非常に厳しいものがございます。そういうことですので、一部ルート変更というのは、ある程度地点までは大変でも来ていただいてというようなことになるかと思えます。これが全て。

私これ、個人的に思うんですが、2キロというのは非常に近いなというのも個人的に思います。ただその統廃合のときに2キロという、4キロじゃなかったっけ。

いずれにしても、非常に今小学生の体力が落ちております。例えば半分以上の児童がバス通学というようなことの状況の学校もございますが、体力テスト等をして本当に体力が落ちております。そういうことで休日とか友達の家に行くときに、親が安易に車で送り迎えをしてしまう。そこへきてスクールバスでということになると、本当に歩くという機会が少なくなってしまうのが心配して懸念されるところです。

ただ、一つ私としては、別な面で今不審者とかそういう部分がありますので、必ずしも子供が少ないですから、昔は3人、4人でわいわいしながら気がついたら体力もついていたし、学校に着いていたというような状況では今ないので、不審者対応、そちらのほうがありますのでね。そうしますとやっぱり保護者の負担軽減云々ということで、必ずしも近いところまでお迎えに行く、バスに乗せるのがいいのかどうかというのは私は個人的にはちょっと心配な部分はございます。

話をもう一度繰り返しますが、そういうことで一部ルート変更というのは、ある程度その場所、バスならバスが本当に狭くて入れないところではまずいですので、そういうとこ

ろまで出ていただいてというな部分も一つの例でございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 納得したつもりだったんですけども、この答弁を聞いて私ちょっとなんかしました。

私の調査によりますと、学校区内で2キロを超える子供は約65人、3キロを超える子供は3人ということで、合わせて68人の児童が路線バス、自家用車で利用していますね。補助もなく保護者の送迎に任せているということです。

町の都合で統合した2キロ、3キロを超える子供たちが徒歩で通学している子もいます。その子の子供たちは雨の日も風の日も必然的に通学に負担がかかります。

教育長は今、体力が落ちていると言うのは通学の子供たちだけが体力が落ちているんですか、バスの子供たちだけが体力が落ちているんですか、体力が落ちているのは教育の仕方が悪いからじゃないんですか。そうなりますよね。

ちょっと待ってください。待ってください。そういう言い方されると、じゃ遠い子供たちはそれでいいのかなというような、そういう考えを持つようなそういう言い方はやっぱりよくないと思います。

やっぱりある程度、きちんと2キロで近いというのであれば、2キロの子供たちは何で統合したからといってバスに乗せるんですか。遠いんだから全部3キロ以上にしたらいいじゃないですか、じゃ。そういうことですよ。

やっぱり、何ていうか理に通らないことを答弁されると、私ちょっと納得できなくなっちゃいますよ。本当にもう何なのということを感じちゃいました。

私は、子供を育てていこうという、子供たちが、今、遠くても頑張って、そういう何か町で考えてくれるバスのこと、バスを近くまで来てくれるとか、そういうところまで考えてくれるんだったら、ここのこんなちょっと学校に遠いところだけれども、農家でもやりながら子育てしてみようかなという、そういう気持ちを持つような人たちが増えていけばいいなと、そういう温かい町政があればいいかなと思うのに、遠いからあなた、バスが入るところできませんから無理です。近くまで。

近くまで来てもらうのは私は理想だと思っていますので、それは非常にいいことだと思っていますので、それは何キロぐらい先までということだと思ってしまうんですけども、近くまで来てもらえればお母さんたちも、ああ近くまで来てもらえるんだったら、その分だけちょっと時間短縮できるなということのできるんじゃないかなと思うんですよ。だから、そういうのは非常にいいことだと思ってしまうんですけども。

その2キロで近いから、小学生の体力が落ちているから、半分以上の体力が落ちているなんていうのは、教育のやり方が悪いというしかないですよ。だからそれを、体力の落ち

ていることを遠距離の子供たちは大丈夫だからというような、そういう歪曲化するような、すり替えるような言い方は納得できません。

ですので、納得できないところで止めるのはちょっと切ないんですけども、でも一応、一部変更していきたいという答弁いただいているので、その件については少し真剣に検討していただいて、バス代の補助まではできないとするのか、近くまでだったら行けるのか、そこら辺のところ具体的に検討していただいて、そして検討していただいたら、きちんと保護者に伝えていただきたい。こういうふうこれから、今までこうだったんですけども、これからこういうふうになりましたから、こうしていきますから、ぜひ頑張ってください。応援の励ましの言葉をかけてあげていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） すみません。藤咲議員のご指摘についてですね。

私の説明も不十分なところがありましたので、先ほどおっしゃられましたように体力が落ちている云々で学校の教育が云々ということになりましたけれども、学校としてはそういうことを補うために朝5分間走ですとか、そういうことで補っておりますので、完全に両極に分かれているということではございません。実質のところ体力はそういうことで補う指導は各学校でいろいろ工夫してやっております。

それと、先ほどの補助ですね。バスについてのこれについては路線バスで通学している児童等についてもバス代の補助等については考えていこうと思っております。と同時に先ほどの家まで云々ということですので、保護者のご協力をいただく中でも、ルートを変えた中で少しでも近いところまで回れるような、一部変更とはそういうことでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

ぜひ、全部の生徒たちに不公平感を取って公平になるような、そういう考えをやっていただければと思います。

確かに、今言い方が悪いとかというようなこと言いましたけれども、やっぱりどこかに教育長の答弁の中には、そういう体力が消耗しているのは遠距離の子供たちはとっても助かっていますというようなことで、歩いているから体力がついていますというんですけども、じゃバスで行っている子供たちはどうなのという疑問が、いつもここに残るんですよ。ですので、そういう意味では、私もちょっと異を唱えてしまいました。

それから、また教育委員会のほうにお伺いをいたします。

最後の質問です。

生理用品を小・中学校のトイレに設置をしていただきたいという要望であります。

人間は、成長に際して様々な体験を自らの中に取り込み大人になっていくのだと思います。例えば反抗期が大切なように、人間における第一次性徴期、第二次性徴期。これは子供が伸びる成長ではなく、男女の性を判別する基準となる形成を指します。性徴期です。どのように過ごすかはその後の人格形成に大きな影響を及ぼすものと考えます。第一次性徴期、第二次性徴期を迎えた後の子供たちは、男性も女性も不安で精神的にもデリケートな時期になります。

例えば今、コロナ禍で生活が困窮している家庭がいるとします。そうした家の子供が生理用品が買えず、また親をおもんばかって、ああ買ってほしいと言いたいんだけど、なかなか言えないなというようなことを、買ってほしいということさえはばかるとしたらどうなるでしょうか。私はその子が女性であることを恥としたり、自分の家や周りの学校、社会に不満を抱かないように、私たち大人が環境を整えていかなければならないと思います。

コロナ禍で、経済的な困窮や親のネグレクトなど原因で、生理用品を十分に手に入れることができず、生理の貧困に直面している人たちが多くなっていることに、内閣府が調査を行っております。今年の5月19日時点で、全国255の自治体において、役所や社会福祉協議会の窓口、小・中・高のトイレに生理用品を設置しているということが分かりました。各自治体の設置状況はそれぞれ異なりますけれども、例えば東京品川区ではできる限り個室トイレに生理用品を設置するようにと、全ての学校の校長に依頼をしているということです。

私は子供たちが小学校中学年から経験するかもしれないデリケートな時期の体調の変化にすぐ対応できるようにしてあげたい。常時、トイレに生理用品が置いてあれば誰にも気兼ねなくいつでも手に取れるようになれば子供たちはうれしいと思います。プライバシーが守られ、安心して学校生活も送れるのではないのでしょうか。

これを機会に生理について隠すのではなく、口に出しても恥ずかしくないと思える空気を学校から発信してもらえればいいのかと考えています。

答弁をお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

コロナ禍の生活困難にある子供に支援をとということについてですけれども、経済的な理由から生理用品を購入することが困難な状況にあるなど、生理に係る貧困の問題は諸外国のみならず日本国内でも話題となっております。

城里町の小・中学校においては、現在では保健室に20個から50個程度の生理用品を常備しており必要とする児童・生徒には配付しているところです。この問題につきましては、

去る4月20日に公明党城里支部から、コロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望書として教育長宛てに提出された経緯もございます。

誰もが必要なときに利用できるようにすべき、誰もが必要なときに利用しやすいようにトイレに生理用品を常に備えておくべきではとの議員のご指摘につきましては、今後、女子トイレに設置、常備することを各小学校と協議して検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

ただ今回、補正予算に入ったんでしょうか。生理用品を買うというようなことで、困窮世帯にだけ支給するというようなことをちょっと耳にしたんですけれども、事実でしょうか。そうではないですか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

〔教育委員会事務局長園部 繁君登壇〕

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 4番藤咲議員の質問にお答えいたします。

まず、予算の件でございますが、今回の補正予算に入っているのかということでございますが、今定例会の補正予算のほうに消耗品代として小学校、中学校それぞれ予算を計上させていただいております。

また、その予算計上に当たりましての根拠ということで、なかなか実態の把握等はすることが難しいという観点から、その生理用品の個数を算出する根拠として要保護、準要保護を児童数に見合った数を、今回予算計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） そうですか。

私は、要保護、準要保護だとちょっとこれ、やっぱりどのようにしてこの子供たちに渡すのかなとすごく心配です。困窮世帯に毎月配付していただけるんでしょうか。いつどこでどのように渡すんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

〔教育委員会事務局長園部 繁君登壇〕

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 引き続き、4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

要保護、準要保護の人数ということに関しましては予算の根拠立てにするものということでございまして、先ほど教育長が答弁したとおり、できる限り各学校の小学校女子トイレの洗面所、または個室のブースに置けるように今後検討してまいりますので、要保護、

準要保護者だけが使うというものに限ったものではございません。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。安心しました。

これをちょっと私聞いたときに、えっ、何で、何でそういう生活保護世帯とか、準要保護世帯とか、そういう人たちだけに渡すんだったら、どういう形で配付するのかなど。それはやっぱりほかの子供たちにも大きな影響を与えるし、何でということになりますので。

そういうことじゃなくて私は、この中に今答弁でおっしゃりましたトイレの中に分け隔てなく必要なときに手に取れるような、そういうことをできればいいなということです。

私が今、困窮世帯に毎月配付していただけるんですかというようなことを聞いたんですけども、女性の生理というのは本当に初経も、不規則な、毎月訪れるんですよ。1回限りではそのときだけで継続して安心にはつながらないと思います。これまで女性の生理は、生理に伴う体調不良や症状の個人差に周囲から理解されずにタブー視され隠すことが美德とされ、恥ずかしいものと社会の風潮に置かれてきました。そのことによって先生には言えない、親にも言えない状況があるかもしれない。だからこそ、子供たちの人権が尊重され、プライバシーが守られ、安心して学校生活を送ってほしいとそう思っています。

生理用品を自由に手に取れるように、トイレに常設をとということで質問をいたしました。

保健室に設置もされているということなんですけれども、もちろん保健室に行ける子供もいると思うんですよ。しかし、保健室の先生にさえも言えない子供がいるかもしれません。自分が生理であることを伝えるのがつらいという子供もいるかもしれません。それ子供は一把からげではありませんからね。みんなそれぞれ一人一人違う気持ちをお持ちなんです。そういう子供たちを尊重するためにも、やっぱり子供をしっかりと安心させるためには、そういうことも必要なんではないかなと思っております。

確かに、補充の仕方まで言うつもりはないんですけれども、1日1回、2回ぐらいの見周りで、その都度補充できるような体制を取っていくとか、それから生活保護世帯とか、生活困窮の世帯にも配付も喜ばれますし、トイレに無料の生理用品が常時設置してあれば、もっと幅広い子供たちには喜ばれると思います。うれしいと思うんですよ。

だから子供たちにとって、教育委員会でこういうことが始まったということになれば、非常に自分たちの尊厳が守られると、そういう気持ちで、本当にうれしくなるんじゃないかなと思っております。

そういうようなことで、今、水戸市の飲食店や車の販売店のトイレなんかにも生理用品が備え付けられております。とてもかわいい装飾でほどこされてお気軽にお使いくださいなどと書かれています。小・中学校の子供たちにも温かい雰囲気です学校生活を送っていただきたいなと心から願っているものです。

ぜひ、トイレに生理用品の設置を求めますということなんですけれども、何かありますか。あれば答弁していただきたいと思います。

設置の状況などあれば、分かれば。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 藤咲議員のご質問、追加という、追加とまではいきませんが。

現在、今までも町費によって購入したり、会社の寄附等で数が大体30から50くらいありますので、今回ピンポイントで準要保護家庭とかそういうことを1本釣りのことではなくて、ある程度概数を見込んでそれにプラスしたということですので、個人が特定されるとかそういうことでは全くございません。自由というようなことで。

ただいまコロナ禍ですので、不特定多数が触らないようにという対策めいた部分も考えられると思いますので、そういう点では全く特定ができるとかいうことではございません。今回は単なる追加です。既に30、50はありますので、十分な数を見越してということでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 残り時間が少ないんですけれども、ありがとうございます。

そういうことでやっていただければ本当に子供たちも喜ぶかと思えます。

やっぱり子供の性徴は今非常に早くなっています。本当になかなか生理ということは男性の前ではあまり言えないような、そういうタブー視がずっと今まで続いてきました。しかし、今、全国で生理の貧困ということが取り沙汰されていまして、本当に今みんな女性が世界的にも声を出すような状況になっています。ですので、そういう意味では今回からぜひ取り込んでいただきたいなと思っております。

トイレにちょっと引っかけるところがあって、そこにこうちょっとかわいい袋などを入れておくとかそんなことも考えられますし、女性の先生方だったら多分いろいろ情報提供してくれたり考えてくれたりとかすると思いますので、そういうところを検討していただいて、ぜひ切れることのないよう、そして子供たちに安心して迎えられるようお願いしたいと思います。

ただ、生理痛で休んだりとかする子供たちもいると思うんですけれども、そういう子供たちにも、やっぱり生理は恥ずかしいものだというようなことじゃなくて、生理の痛みがあつたり不調があつたりなんかしたときにはもちろん休んでもらっていいんですね。でも、やっぱり、そういう学校側の気持ちが我々のことを考えてくれているんだという気持ちが伝われば、全く違った形でこれから認めてもらえるのかなということで、私はよかったです。

思っています。ぜひ、よろしくお願いをしたいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 以上で、4番藤咲英美子君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（関 誠一郎君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日10日から14日までは議案調査、議案整理のため休会とし、15日は午後2時に本議場において再開しますので、会議10分前までに控室にご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 4時30分散会